

**第 27 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会
議事録**

○司会

御案内の時間、2 時からなんですけど、委員の皆さんがそろいましたので、ここから委員会を始めさせていただきたいと思います。本日は御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。ただ今より第 27 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催いたします。開催にあたりまして環境生活部長後藤より、ごあいさつ申し上げます。

○後藤部長

皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中、第 27 回評価委員会に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。本日は平成 29 年度下半期に実施いたしました、大気環境や浸透水の水質等に関するモニタリング結果を取りまとめまして、生活環境影響調査報告書（案）について諮問をさせていただきますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

また、竹の内地区産廃処分場のイノシシ被害と対応状況につきましては、処分場内の覆土表面が荒らされた状況と、その対応をさせていただきましたので、その内容について、御説明をさせていただきますと考えております。

竹の内地区産廃処分場隣接地の焼却施設老朽化等調査の結果につきましては、前回の評価委員会で御説明をいたしましたところでございますが、当該調査結果によりまして生活環境保全上の支障が生ずるおそれが認められたことから、元代表者等 2 名に対し、措置命令を行いましたので、その経過などを、御説明をさせていただきたいと考えております。委員の皆さまには専門的見地から御意見をいただき、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会

本日の委員出席者につきましては、お配りしております次第の裏側を御覧いただきたいと思います。風間委員からは、諸事情につき欠席との御連絡をいただいております。また、記載のとおり委員長、各委員、皆さま合わせまして 9 人の御出席をいただいております。

当委員会は 10 人の委員で構成しており、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第 4 条第 2 項におきまして、会議の成立要件を委員の過半数以上の出席としております。委員長及び委員で 9 人の出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。次に事務局の紹介をさせていただきます。ただ今ごあいさつを申し上げます、環境生活部長の後藤でございます。

○後藤部長

よろしく申し上げます。

○司会

同じく環境生活部、次長の金野でございます。

○金野次長

どうぞよろしく申し上げます。

○司会

竹の内産廃処分場対策室長，角屋でございます。

○角屋室長

よろしく申し上げます。

○司会

同じく技術補佐，建入でございます。

○建入技術補佐

よろしく願いいたします。

○司会

そして私，進行を務めさせていただきます，室長補佐の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りの資料でございますが，まず先ほども申し上げました次第，裏側に出席者名簿が掲載されております。座席表でございます。

続きまして資料本体となりまして，資料1としまして，生活環境影響調査報告書（案）となっております。資料2としまして，同じく報告書の概要版を付けさせていただいております。資料の3としまして環境モニタリングの結果，および平成29年度下半期の状況一覧表，A3版の1枚を付けております。資料4としまして，竹の内地区産廃処分場のイノシシ被害と対応状況，資料5としまして，竹の内地区産業廃棄物処分場隣接地の焼却施設に係る措置命令について，1つずつ付けさせていただいております。

配布資料は以上でございますが，配布漏れ，印刷の不備などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次第3，議題に入らせていただきます。ここからは評価委員会条例第4条第1項の規定によりまして，委員長に議長をお務めいただきます。須藤委員長，よろしくお願いたします。

○須藤委員長

かしこまりました。それでは一言ごあいさつを申し上げた後，議事に入りたいと思います。本日は大変暑中，委員の皆さまにはお越しいただき，第27回の委員会に御出席いただきましたことを，まずはお礼を申し上げたいと思います。

本日の内容は先ほど，既に，部長からもお話がございましたように，昨年の下半期の環境モニタリングの結果について御報告いただき，そして環境影響があるやなしやの議論もさせていただいた後，さらに諮問答申ということでございますので，よろしければ答申案をまとめていきたいと考えております。

さらに先ほどもお話が出ましたが，その他の事項として，イノシシ等で掘り起こしがありましたので，その掘り起こしの被害とその対応状況と，それから最終処分場の隣地に残置されている焼却施設について，いろいろ問題も生じておりますので，その対応状況に関して，事務局から御説明をいただいて審議したいと思います。

それでは最初に申し上げたように，審議事項から参ります。議題は村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書の，これは案でございますが，案について竹の内対策室長より，御説明ください。座ったままで結構です。

○角屋室長

はい。座ったままで失礼いたします。それでは本日の審議事項であります、調査報告書の案につきまして御説明いたします。先ほど資料確認があったところですが、左上に資料2と記載された厚めの概要版を御覧願います。まず概要版の1ページをお開きください。

左上のほうに1生活環境影響調査の概要ですが、今回のモニタリング調査の評価対象期間は、平成29年10月から平成30年3月までの半年間となります。これまでと同様に、左側の表の1-1に今回の調査実績を掲載しており、対象評価期間内に調査を行った項目には、黒いひし形で表記してございます。次の2ページには、現在のモニタリングの全体計画を一覧表にしておりますので、御参照願います。

あと同じく、別の資料となりますが、資料3ということでA3の横長の、この一枚ものの資料も用意してございます。この資料でございまして、今回の調査対象期間のモニタリングの結果と、その状況がひと目で分かるようにまとめた資料でございまして、前回の評価委員会から作成している資料でございまして。

この資料なんです、モニタリング計画に沿いまして、左のほうから順に調査目的、調査名、調査項目をまとめて掲載しており、それぞれの調査項目の基準、調査地点数を記載した上で、その左側には基準と超過項目として、これまでのモニタリング結果の概要が把握しやすいように対象期間を三つに分け、対比できるようにしてございます。まず、調査を始めてから平成29年度上半期までの期間で超過した項目。次に、平成29年度上半期分だけを切り出して超過した項目。そして今回の評価対象期間である、平成29年度下半期に超過した項目、いうように記載しております。またさらに、その右側には調査項目ごとの測定値の最小最大の範囲と、その超過等が見られた地点数、そしてその基準等を記載し、一番左側には平成29年度下期の状況を記載しております。

結果の概要につきましては、主に、この一覧表に記載の項目の順に、この一枚物の資料3と、資料2の厚めの概要版を使いながら、御説明していきたいと思っております。それでは調査結果について順に説明いたします。概要版では3ページとなります。まず初めに2.1生活環境保全上の支障の有無の把握に関する環境モニタリングのうち、大気環境調査についてです。資料3では一番上の項目となります。併せて御覧ください。

この調査は処分場の中央部と、対照地点として村田町役場の2地点を調査地点として実施しております。大気環境調査については、これまでと状況は変わらず、環境基準が定められている4物質、指針値が定められている6物質で基準値等に適合しており、調査事項の13項目全てで、処分場の中と対照地点では同程度の濃度でありましたので、処分場の発生ガスによる周辺への影響は、ほとんどないものと思われまます。

次に硫化水素連続調査です。概要版では5ページになります。処分場の敷地境界と村田第二中学校の2地点で、硫化水素の連続調査をしておりますが、平成20年12月以降は、管理目標としております0.02ppmを超える濃度が検知されたことはなく、今回の調査期間も、その状況は継続しており、これまでと変わっておりません。

○佐藤委員

すいません。動議です。

○須藤委員長

はい。

○佐藤委員

いいですか。今。

○須藤委員長

質問は後で、まとめて受けますが。

○佐藤委員

質問じゃありません。動議。会議の持ち方についての動議です。委員の方は最初から、ずっとこのことに関わってきて9年目ですね。それで事務局の方や対策室の技術補佐の方は新顔。それから竹対の室長も新顔ということで、このいちいち、もうそれは当たり前のことだというふうに、我々は思っていることを、さも初めてのようによく御説明いただくんですけども、非常に時間の無駄だと。

だからそれは、これまでずっとやってきたうちで、同じですというふうなことで、先に問題を進めていただければいいと思うんですけども、いかがでしょうか。もう少し、端折って問題がなければ、問題がない。彼らにとっては初めてなんだろうけども、我々にとったら、もう9年も10年も、その話聞いているぞというふうなので、そこのところは頭の中に入れていただいて、どのような説明が適当なのかというのは、考えて発表していただければと思います。

○須藤委員長

分かりました。多分、佐藤委員がおっしゃっているとおりで、今やっていると私、思います。かなり、端折ってますよね。それで今の室長のお話でも迅速にやるように、私も、それを心掛けておりますので、今おっしゃった動議については、実行しているというふうに理解をしていただきたい。さらに、こんなに無駄な話をすんなって言うなら、またそのときに、おっしゃってください。お願いいたします。続けてください。

○角屋室長

はい。続けさせていただきます。次に放流水水質調査及び河川水水質調査ですが、概要版では6ページになります。処分場の放流水の水質を、管理型処分場に定められた放流水基準を準用して比較しますと、全ての項目で適合となりました。過去に基準を超過したことがある大腸菌群数についても、今回は基準に適合していました。

また、放流先となる荒川の水質については、平成29年11月、および平成30年1月のいずれの結果も、放流水を含む水が、荒川に合流する地点の上流側と下流側とで同程度のものとなっております。放流水によって河川の水質に及ぼす影響は、認められないものとなっております。

次に資料3、御覧いただきまして、調査目的の大きな二つ目の2.2浸透水等の地下水の拡散等についてです。処分場内の浸透水水質調査と、処分場周辺の地下水水質調査となりますが、概要版では7ページになります。調査地点数は処分場内の浸透水が11地点、処分場周辺の地下水が10地点となりますが、まず概要版の8ページを御覧願います。

文字が小さくて恐縮でございますが、8ページの上の段の表の2-2が、平成29年度下期の処分場内の浸透水の各地点での調査結果となっております、下の段の表の2-3が、平成29年度上半期までの、処分場内の浸透水の各地点における調査結果の最小、最大値と基準適合状況です。超過回数欄には分母にモニタリングの調査回数、分子にそのうちの基準等超過回数を記載しております。次の9ページの表2-4、および表2-5は処分場周辺の地下水の状況を、8ページと同様に一覧にしておりますので、御参照願います。

まず処分場内の浸透水水質調査についてですが、概要版では戻りまして7ページになりまして、7ページの左側(1)処分場内の浸透水になります。別紙の資料3を御覧願います。平成29年度下期の処分場内の浸透水水質調査の状況については、幾つかの地点でひ素、1,4-ジオキサン、およびBODが地下水等検査項目基準を超過し、また、ほう素及びふっ素の項目が、準用する環境基準を超過する地点がありました。

これらの測定値は、変動は見られるものの、おおむね、これまでの測定範囲内の値であり、上昇傾向は見られておりません。なお、ダイオキシン類につきましては、こちらのほうに位置図出しておりますが、H16-5 ですね。あそこの部分の 1 地点で指標とする環境基準を超過しました。測定値に変動は見られるものの、これまでの測定値の範囲内であり、上昇傾向は見られておりません。

次に処分場周辺の地下水水質調査です。概要版では 7 ページの、ちょうど真ん中の (2) 処分場周辺の地下水になります。平成 29 年度下期の処分場周辺の地下水水質調査の状況については、全ての項目で基準に適合していました。またダイオキシン類につきましては、H26-2 でございますが、場所はあそこの赤い所でございます。この 1 地点で指標とする環境基準を超過しました。この地点も測定値に変動は見られるものの、これまでの測定値の範囲内であり、上昇傾向は見られておりません。

次に概要版の 12 ページを御覧ください。12 ページでございます。12 ページの右上のグラフを御覧ください。ダイオキシン類の基準値を超過した 2 地点の、ダイオキシン類の同族体の組成割合を示しております。場内浸透水の H16-5、こちらの方でございますが、燃烧由来のパターンが見られ、周辺地下水の H26-2、こちらでございますが、農薬由来のパターンが見られました。

次に 13 ページ、および 14 ページを御願います。先ほどの基準超過した 2 地点だけでなく、全ての調査地点でのダイオキシン類の同族体の組成グラフを掲載しております。13 ページは処分場内の浸透水、14 ページは処分場周辺の地下水についての組成グラフとなります。なお 14 ページには近隣の場所と比較するため、平成 28 年度実施した周辺土壌のダイオキシン類の調査結果を、ピンク色の棒グラフで記載しておりますので、御参照願います。

次に資料 3 にお戻りいただきまして、調査目的の三つ目、2.3 処分場の状況の把握についてでございます。概要版では 15 ページになります。まずは毎月実施しております、発生ガス等の調査についてですが、17 地点の観測井戸で、処分場内で発生するガスの状況を 13 地点の観測井戸で浸透水の簡易な水質検査を実施しているものでございます。

また、発生ガス等の調査に併せまして、8 地点で下流地下水状況調査を、1 地点で放流水状況調査を実施しております。浸透水の状況として、硫酸イオン濃度が場内浸透水の H16-5、ここでございます。H16-5 で、これまでよりも大きい値、No. 5b で他の調査地点よりも大きい値が観測される等、一部の地点で変動はありますが、発生ガス、浸透水、下流地下水、及び放流水の各項目とも横ばい、または低下傾向となっており、おおむね、これまでの変動の範囲内で推移しています。

なお、概要版の 15 ページには、表の 2-6 として発生ガス等の調査の濃度等範囲として、それぞれの調査項目の、それぞれの調査期間における測定結果の、最小値と最大値が確認できるように表を掲載しております。また 16 ページから 17 ページにかけて、その変化をグラフ化しておりますので、御参考いただければと思います。

次に地中温度調査についてですが、概要版では 18 ページにあります。平成 29 年 11 月と平成 30 年 2 月に、観測井戸で地中温度を測定した結果となります。11 月の調査時、埋め立て区域内で最も地中温度が高かった地点は、H16-13 の 26.3℃でございます。埋め立て区域外の調査区域外の調査地点、Loc. 1a と比べまして 11.9 度の温度差となりました。前年度の同時期の調査時と比較しますと 0.8℃、差が小さくなっております。

また、2 月の調査時点では H16-13 が 27.3℃でしたので、Loc. 1a との差は 11.9℃と、前年度の同時期と比較しますと 1.2℃、差が小さくなっております。地中温度の推移を見ますと、地中温度は緩やかに低下傾向にあると考えられますが、依然として埋め立て区域内の地中温度より高温であることから、内部では微生物による廃棄物の分解反応が、継続していると考えられます。

次に地下水位調査についてですが、概要版では 19 ページになります。地下水位は変動の幅に顕著な変化はございませんが、19 ページの右側の表の 29 には、この半年間における各観測井戸の最高水位と最低水位、それからその変動幅を掲載しております。

次に概要版の 20 ページを御覧ください。だいぶカラフルな図を掲載していますが、上の段の図は前回の評価委員会での御意見を踏まえまして、平成 17 年度の調査で作成した地盤浸透水断面図を引用しまして、旧工区側は A から A'、新工区側は B から B' の測線に沿った地盤断面図と、その下の段ですね。下の段の地図で、青色で示した旧工区側と新工区側とで水位標高の測線を設定し、各地点における同時期の地下水位の状況が分かる資料を作成しました。

また、同じページの左側の図を御覧いただきたいと思いますが、水位標高の変化は、旧工区側の北側測線では Loc. 3 から埋め立て区域の No. 3, H16-10, H16-5, H26-3a, 下流側地下水の Loc. 1a から Loc. 4 まで、新工区側の南側測線では H17-19 から H16-11, H16-5 等を経由して、最後に Loc. 4 までの水位について、平成 29 年度の渇水期として、平成 30 年 1 月 31 日の 0 時の状況を青色の実線で、出水期として、平成 29 年 8 月 1 日の 0 時の状況を緑色の実線でグラフ化してみました。

このように同じ時間の標高水位をつなぎますと、おおむね上流側の水位が高く、下流側が低いということから、上流側から下流側へ少しずつ流下しているものと考えられます。

次の 21 ページから 23 ページには、水位の連続測定をグラフに掲載しています。前回の評価委員会での御意見を踏まえまして、上流側から下流側までの水位の状況を比較できるように、21 ページには北側測線の 7 地点、22 ページには南側測線の 7 地点、23 ページには、その他の 10 地点の水位変動を示したグラフを掲載しております。

なお、直近の水位の変動状況を確認しやすいように、平成 20 年 1 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までと、平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとを、期間を分けてグラフを作成してみましたので、御参照願います。次に、概要版では 24 ページとなります。多機能性覆土状況調査、および地表ガス調査ですが、平成 29 年 6 月に調査しており、下期の調査は行ってございません。

次にバイオモニタリングでございます。概要版では 24 ページとなります。荒川の合流地点の上流側と下流側で、アカヒレによる AOD 試験を行っています。この項目については、平成 30 年 1 月測定のアOD値は、下流側では 300% となり、魚類の生息に支障がないと考えられる指標値の 400% を下回る値となりました。

その他は 400% 以上で、上流側、下流側で、ほとんど差異が認められませんでした。1 月の測定時に下流側で 400% を下回る値となっているため、今後の値の変化を注意深く見守っていきたいと考えてございます。以上の内容が調査結果の概要になります。

これらのことを踏まえまして、概要版の 24 ページの右側でございます。右側に 2.4 環境モニタリングの評価（総括）を記載しております。重要な部分でございますので、読み上げさせていただきます。

処分場敷地境界における硫化水素濃度、処分場下流側、地下水の水質は、法令に規定される規制基準値等を満たしており、また有害物質の拡散による大気汚染、放流水の影響による放流先公共用水域の水質悪化や、浸透水から地下水への拡散は認められなかった。よって本調査期間においては、処分場から発生するガス、および処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は、極めて小さいものと判断される、といった内容にしております。

また、その処分場の環境モニタリングの結果から課題として、二つ挙げてございます。一つ目は、処分場の観測井戸の地中温度は周辺の対照地点と比較して、前年度の期間よりも最小で 0.8℃、最大で 1.7℃縮小していた。一方、処分場内でのガス発生状況では、ほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められる。

また、処分場内の浸透水ではひ素、1,4-ジオキサン、BOD が、廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ダイオキシン類、ふっ素、ほう素が地下水環境基準を超える地点があること等から、処分場内は、まだ安定した状態にはなっていないと考えられる。

課題の二つ目といたしまして、周辺地下水は H26-2 で、12 月にダイオキシン類が環境基準を超

過したが、その他の項目については、全ての地点で廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準、および地下水環境基準に適合していた。環境基準を超過したダイオキシン類については、同族体組成パターンが農薬由来であることを示し、処分場内で確認されている燃焼由来と異なること。

処分場内の浸透水で地下水等検査項目基準を超過している項目や、地下水環境基準を超過している項目について、処分場外での周辺地下水では上昇傾向が認められないことから、処分場内の影響により値が上昇した可能性は低いと考えられるが、今後も状況の変化を注視していく必要がある。以上の2点を、課題として挙げさせていただきました。

最後に、このようなことから引き続きモニタリングを実施し、処分場の状況、および生活環境への影響を把握し、処分場の状況に応じて、より良い生活環境の保全に資するよう検討を行い、適切な対応を図る必要がある。また処分場の安定化に向け、必要なデータの集積と解析を進め、将来に向けた適切な維持管理となる取り組みを継続する必要がある。といたしました。大変長い御説明でしたが、以上で本件の審議事項であります、調査報告書（案）についての御説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○須藤委員長

どうも、御説明をありがとうございました。昨年の下半期のモニタリングの結果について、概要を説明していただいて、全てが基準値に入ったというわけではございませんが、前年度と、その前の年度と、そうあまり変化がないということです。全体的にはそういうことで、モニタリングの成果として、最後のところで評価をまとめていただきました。

ということで質問がある先生もおられるでしょうから、順番にいつものとおり、一通り、これ審議事項でございますので、細見先生のほうから発言してください。なければないで飛ばして下さって結構ですので、質問があるところは、ここは変じゃないのという部分があったら、あるいは、さらにここは、こういうふうに理解したほうがいいんじゃないかということも含めて、お話をいただきたいと思います。順番にいきます。

○細見副委員長

H16-5の所でダイオキシンの濃度が高くなったということと、SSの濃度は、これは報告書の案に出てますかね。42ページに出てますか。

○須藤委員長

今の所に対応するSSがいいんですね。

○細見副委員長

はい。

○須藤委員長

それは室長から言ってください。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

補佐でもいいですよ。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

対応する SS。どうぞ。

○角屋室長

SS 濃度でございますが、この本編の分厚いほうの資料の 47 ページの所にございまして、地下水については H26-2 で SS が 410。あと H16-5 で 120 と、SS が高く出てるという結果になってございます。

○須藤委員長

それは高いね。どうぞ先生。

○細見副委員長

はい。特に地下水の H26-2 で SS が 410 というのは、もう泥水に近いような状況だと思いますので、これは恐らくサンプリングの問題だと思うんですね。分析に必要な 20 リットルあまりを一挙に取ってしまうと、周辺から泥水が入ってくると。ストレーナーから中に入ってくるので、これは調査方法の問題だと思います。これは分析をする業者さんというのは、人件費がかかっているので短時間に水を取りたいということで、こういうことになってしまうので。通常、地下水というと、そんな・・・。

○須藤委員長

泥水じゃないよね。

○細見副委員長

泥水の状況ではないので、こういうデータというのは採水する側が、もっと注意をしないとけないし、県のほうも、ただ単に上がってきたデータを、こういうふうに並べるというのは良くないと思いますね。

○須藤委員長

いかがなものかということですね。

○細見副委員長

同様に H16-5 というのも 120mg/L という SS 濃度ですので、通常の地下水、あるいは浸透水からすると非常に高いと思いますので、要は井戸の周りの土壌というか、廃棄物を汲んでしまっているもので、値は多分高くなっています。

21pg-TEQ/L です。値自身は高いと思いますけれども、原因として考えないといけないのは、もう少し、例えば測る前の SS とか、採水する前ですよ。それが通常だと一桁とか、そんなオーダーですので、そういう状態でやって、測定するために水をドッと採ると、こういうふうになりますよというのを、次回やるときには注意しながら採水やれば、ダイオキシンのサンプリングの前に SS か濁度をちゃんと測っておいていただいて、ダイオキシンの採水のために濁ってしまったというのをちゃんと示していただければということです。そのことは一番気になったので。

確かに H26-2 というのは値は高く、1pg-TEQ/L を超えてしまいましたけれども、同族体の組成から言うと、四塩化のダイオキシンと八塩化のダイオキシンが多いというのは、水田の土壌とし

ては十分考えられることで、ここに挙がっていますように農薬としてはCNPと、それから日本全国どこでも見られるような、八塩化のダイオキシンを含むPCPというペンタクロロフェノールという、そういう農薬が日本各地で使われていましたので、こういうことは考えられるということでございます。以上です。

○須藤委員長

ありがとうございました。今の細見先生の指摘大切なんで、濃度が測ってありゃいいというわけじゃなくてね。室長も例えば今、120とか400とかというSSがあったんだけど、水見たら分かりませんか。パッと見ただけでも、これはどのぐらい濁ってるかとか。地下水ってね普通は一桁ですよ、SSで言えばね。

だからそれが、ぐしゃぐしゃしている所から取るから、こうなるんですよ。それなので特に現場には、あなたは行かれないかもしれないんだけど、現場に行かれて採水する直前のときの状況をきちっと確認した上で、もしも変な水が取られたら、汲み直しされたらいかがですか。ということをお願いしておきます。それじゃ稲森先生、どうぞ。

○稲森委員

それでは。今日、資料を見てまして、これ大変な作業ですよ。すごい分析項目の所も。

○須藤委員長

そうですね。

○稲森委員

それで一応、各種の水温の変動とか、有機物BODの変動とか、ダイオキシンの変動とか、今日お話あったわけなんですけれども、ある特定の場所では基準超過していると同時に温度が高いということは、生分解がまだ進んでますね。そのような状況の中で、後のバイオモニタリングとも関係するんですけれども、荒川の上流と下流ですね。そこが一番の環境リスクのポイントだと思うんですね。

○須藤委員長

水のね。

○稲森委員

この埋め立て地の中の変化っていうのは当然大事なんですけれども、それが外に出て、悪さしてるかどうかというのは、私も環境リスクいろいろやっていますから分かっているのですが、そういったところを、より重視した表現、一律の表現じゃなくて記載したほうがいいと思います。

バイオモニタリングの所の表現はしっかりやると同時に、私もマイクロコズムといいまして、フラスコの中にバクテリアと藻類と微小動物が生息する水圏安定生態系で評価しています。そのときにメソコズムと言う、実際の現場で隔離水界つくって試験する方法及び、単一種試験といいまして、OECDで規定された藻類などを試験種として評価する方法を、横並びで、相関関係取って適正な評価を行うことが重要です。それで前も言いましたけれども、バイオモニタリングの所も、ぜひともそういう相関関係を、勉強材料として行われたら良いと思いました。

同時に、生分解が進んだらBODは下がります。しかし、ダイオキシンなどは、分解菌は存在しますけれども、どう下がるかは予測困難です。時間がたてば生分解進むとBODが下がりますが、ダイオキシンなどは下がりにくい箇所が出てきますね。そういったところで、除去分解をしっかり行う対策技術を入れるのかどうかは、費用対効果が重要と言えます。現状の状況では、私は無

駄な金を使う必要ないと思いますし、重要な点は流出先の河川水の生態リスク評価が一番であると思います。

○須藤委員長
荒川の所ね。

○稲森委員
はい。そこの環境リスク評価をよりしっかりと説明すべきだと思います。書いてあるんですけども、私はこの部分を読んでもっとしっかり書いてほしいなと思いました。

○須藤委員長
それと方法の記載が少し不十分だよ。あなたが言う観点に立てば。

○稲森委員
それともう一点、バイオモニタリングの方法で宮城県の方法の AOD 試験についてです。

○須藤委員長
AOD ね。

○稲森委員
水環境診断法というのを見てまして、この点について教えてください。荒川の上流と下流から水を採取する。持ち帰ったら凍結濃縮法で 10 倍濃縮する。濃縮したものを希釈段階で試験する。そして 48 時間、このアカヒレ入れて、それが死ぬか否かを観察して、そして半数致死濃度を求めます。当然このような方法で行われていると思いますが、それで、確認ですが、ここの（概要版）24 ページのバイオモニタリングの所で、100%から 1000%の 5 段階で設定した試験液中に、アカヒレを 7 匹ずつ入れますってなっております。

それで、スタートが 10 倍濃縮試料を作って、それを希釈していったときの、100%から 1000%の、この意味を再確認したいので教えてください。

○須藤委員長
100%？

○稲森委員
ここで言う 100%、1000%。の意味です。というのは、この%が 400%以上だったら、問題ないとなってるんですよ。それと 200%が生存限界。400%がコイ、フナに好適。700%がアユ、1000%がイワナ・ヤマメに OK ってなってるんですね。ということは、濃縮率が高くても生きてれば、それは問題ないという表現なんですけれども、ここで書いてある、バイオモニタリングの方法を記載するとき、私が分かりづらいということは、どこかに測定方法をしっかりと、100%というのは、こういう意味です、1000%というのは、こういう意味です、400%以上、というのは問題ないんですと誰もが理解できるように、わかりやすく補足説明されるとよいといえます。

そして、ここに下流側で 1 月に 400%を下回る値となっているためって書いてありますでしょう。ということは 400%以上が良かったのに、それ以下を示す所があるから、これはよく観察しなきゃいけませんねって、おっしゃってるはずなんですけれども、この意味が普通、みんな読んで分かんないかなと思いました。ここの数値の意味が分かるように、解説入れといていただくと、よろしいんじゃないのかなというふうに思いました。それと、この環境基準の測定値が超過して

る所をどう対応するかという点ですが、そんなところをいちいち技術導入してたら大変な費用だから、費用対効果を含めて対応するとよいと思います。そもそも時間がたった後、BOD はどのくらいになるのかについては、以前もシミュレーションかけてたと思うんですが、どのぐらいの年度で、こうなる感じだ、環境リスクの観点からは、荒川の上流下流の測定から問題ないんだというようなところを、より強調できるようなスタイルにされたほうがいいかなと思います。環境モニタリングの所は極めて重要ですので丁寧に記載されるとよいといえます。

○須藤委員長

バイオモニタリングをもう少し、しっかりやれということね。はい、どうぞ。

○角屋室長

まず、この記載方法については1年前の、この委員会でも御指摘いただいて。

○須藤委員長

稲森先生がもうちょっと詳しくと指摘されています。

○角屋室長

そうですね。入れ込んだのですが。

○須藤委員長

直ってない。

○角屋室長

もうちょっと丁寧に書いたほうがよろしいのではという、それについては検討させていただきたいと思います。

あと調査方法につきましては、検査機関のほうの保健環境センターの職員来てますんで、そちらのほうから。

○須藤委員長

どうぞ、お答えになってください。

○松本水環境部長

保健環境センターの松本と申します。濃縮の所についてですが、1000%を作って、それを希釈するというのではなくて、標準列を作るために、濃縮倍率180%と、320%、560%、1000%の。

○稲森委員

もう一回、教えてください。

○松本水環境部長

はい。180%と320%と、あとそれから560%、それと1000%という四つの標準列を作って、それで検量線に乗っけて、あと400%というか。

○稲森委員

この点は重要だから、そこが知りたいです。180%、1000%を作るときの方法は、どういうやり方ですか。

○須藤委員長

濃縮のやり方を教えてください。

○松本水環境部長

凍結濃縮という形で。

○稲森委員

凍結濃縮は分かるんですけど。1000%濃縮っていうのは。

○松本水環境部長

1000%濃縮は、1200mLを冷却用のナスフラスコのほうに入れて、それを回転式のやつで。

○稲森委員

分かります。

○松本水環境部長

それを120mLにします。

○稲森委員

例えば、最初1リットルあった水を100mLに10倍に濃縮するのが1000%と言ってるわけですね。

○須藤委員長

10倍にするわけね。

○松本水環境部長

そうですね。

○稲森委員

了解いたしました。180%については、それに応じた濃縮で行うということになりますよね。

○松本水環境部長

はい。そうです。

○須藤委員長

それからまた希釈するわけ。逆に言えば。

○松本水環境部長

希釈というか、濃縮割合にメスアップするっていう形で。基本的には180%のやつは、540mLを300mLまで濃縮します。それで300mLにメスアップして180%に仕上げます。

○稲森委員

最初の水が540mLだったものを300mLまで濃縮するんですよね。そして、その濃縮水をまた希釈するんですよね。このものにアカヒレ入れるんですよね。

○松本水環境部長

そうです。そのものにアカヒレを入れます。

○稲森委員

このような条件でアカヒレを入れて試験する訳ですね。

○松本水環境部長

はい。

○稲森委員

ということは 180%, 320%, 560%, 1000%っていうことは今、言った濃縮倍率のところ、濃縮したその水に、ストレートにアカヒレ入れてますで、いいんですね。

○松本水環境部長

はい、そうです。

○稲森委員

多分このバイオモニタリングの方法で、今現在、出てるのを見ると、最初で 10 倍濃縮します。それを希釈だったりしますって書いてあるから、どうなってんだろうかなと思ったわけです。

○松本水環境部長

恐れ入ります。それ表現が間違ってるかなと思います。

○稲森委員

それで、この公開されてる資料で、みんなこれを見て、そうしてるんだと思ったはず。今、全部分かりました。180%, 320%, 560%, 1000%という形で濃縮したものに対して、アカヒレをストレートにっていう話、そして半数致死濃度求めますっていうことで、それだったら理解できました。だけど、ここにまた 100 から 1000%って書いてありますが、そしたら 180 から 1000%ですか。ここ大事なもんだから測定方法ですね。ここには 100 から 1000%の 5 段階で書いてあるんですよ。今、おっしゃったのは 4 段階ですよ。食い違いますよ。

○須藤委員長

これは今、ここでやってる方法ですね。

○松本水環境部長

はい、そうです。

○須藤委員長

今、やってる方法ですね。

○松本水環境部長

はい。

○須藤委員長

荒川でね。

○松本水環境部長

はい。

○須藤委員長

昔から、あなたがたがいっぱい、いろんなことやってるとこ、いろんな報告知ってるんだけど、稲森先生、その資料を見てるのかもしれないけども、今やってる方法が、そうだといいことらしい。

○松本水環境部長

失礼しました。100%は原液になりますんで。

○稲森委員

100%もあるのですね。

○松本水環境部長

そうです。失礼しました。原液も含めてということで。今、言ったのは凍結濃縮だけのものです。

○稲森委員

100%が原液で、コントロールですね。

○松本水環境部長

はい、そうです。失礼しました。はい。

○稲森委員

了解しました。それで分かりました。100 から 1000%に関しては、ここもね、100 から 1000%というよりも、100%、180%と具体的に、書いといたほうがいいと思いますよ。そして、これから 400%っていうのは、その線を引っ張ったところで、評価してるわけですから、わかりやすく表現されるとよいです。

○須藤委員長

そう。

○稲森委員

すなわち、それはそれで通常やる方法ですから、問題ないんですけれども。ここは重要だから、ちゃんとしっかり、この評価方法が常に理解できるような補足というのを説明したほうがいいと思います。以上です。

○須藤委員長

それと先生が普段から言われている、この前も言われてたんだけど、このアカヒレ使った AOD 試験っていうのは宮城県特有の評価方法なんですよ。

○稲森委員

そう。分かっております。

○須藤委員長

なので、それも一緒に言っただけだと、併せて他の方法、米国やら OECD でやられてる方法と、特に標準法と比較して、それを併せて見せるようにしてほしいって言うんでしょう。

○稲森委員

たぶんやられてるんじゃないですか。

○須藤委員長

してないと思うよ。

○稲森委員

やってませんか。この方法と、他のいろんな環境リスク評価としての OECD の標準法などとそれと比較したデータというのは、なんかあるでしょう。やってないんですか。重要なことなのでご対応を極力お願いいたします。

○松本水環境部長

今後そういったことについても考えていきたいと。

○須藤委員長

だから、やられてないんで。あなたが普段言ってくれないと、これ動かないんだよ。

○稲森委員

了解しました。

○須藤委員長

そういうことで考えてくださいね。後で、もう一回ね。次に井上先生、どうぞ。

○井上委員

3点ほどございます。最初は言葉尻を捕らえたことではあるんですけども、2.4の環境モニタリングの総括の所で、(概要版)24ページの4行目で、場内浸透水から周辺地下水への拡散は認められなかった、ここに非常に引っ掛かりを持ちまして。で、その前の二つ、有害物質の拡散や大気汚染、それから公共用水域の水質悪化、これは認められなかった。これはいいと思うんですけども、じゃ、場内浸透水が11月で全く拡散がないとは言えない、というふうに思います。

例えば9ページの地下水の濃度で、上流と下流比べて、例えばほう素とかは、上流にはほとんど出てないんですが、下流では、もちろん基準以下なんですけども出ていて、これは場内から拡散してるってことだと思うので、総括文章なので正確に、ここは書かれたほうが。文章は後で考えていただくにしても、前の二つは認めなかったでいいと思うんですけども、3番目の所は、例えば文章を一回切って、場内から周辺への拡散は極めて。

○須藤委員長

少ない。

○井上委員

少ないとか、そういうふうにしていただいたほうがいいと思います。

○須藤委員長

ありがとうございました。それでは続けて下さい。

○井上委員

それからこれは、あと単純な質問なんですけれども、(概要版) 15 ページの(2)の浸透水で、No. 5b が最大 360 で、経緯を見ると急に、これポンッと上がったりしている。他にも浸透水で結構突然ポンッと上がって、また減衰してくっっていくのは、いろんな成分で過去にも出てたと思うんですけども、この辺、どういうふうに考えられてるのか、なんかいつも理由探すのも難しいかもしれないんですが、結構そういうのが出ていて、特に環境基準項目とか地下水の基準項目のものになると、そのデータでいろいろ解釈を取ってしまうと。

先ほど稲森先生が言ったように、一つ一つのデータで捉え過ぎてとも出てくるんですが、こういう突然出る変動っていうものを、もうちょっと捉えとく必要があるんじゃないかということで、その辺、もし検討されてることがあれば教えていただきたい、ということが2点目です。

あと3点目が、これ19ページの地下水調査なんですけれども、こういう形でまとめていただいて、それはそれでいいと思うんですけども、ここも、もう少し、これからの課題ってことで構わないんですが、検討していただいたほうがいいのかっていうのがあって、最後の、既往の調査では一番上流の端から下流の端まで、十数年から100年ぐらいかかるスピードで流動っていうような、こういうことをまとめられているんですが、ここは多分、もうちょっと踏み込んで検討していく必要があるんじゃないかな、というふうに。

この先は私自身、それほど詳しいわけではないんですけども、例えば20ページの北側の測線で、一応ルジオン値で色分けしていただいているような、こういうデータを見ると堆積物になると思うんですが、その層もかなり場所場所で、深さもまちまちで、こういう所を水が、上流から地下水が入って流れるときに、これ均一に全部同じ流速で、例えばこの中を流れていくことではないのではないかと。

例えば、上のほうだけスーッと流れて行って、下のほうは、もう淀んでるような、そういう状態になってるようなふうに、私なんかは考えているんですけども、その辺のところを、これから少し検討して行って、そうすると、淀んだものっていうのは、非常に長い時間かければ少しずつ動いてくと思うんですけども、なかなか上から下に、地下水の流れで押し出されるっていうことには、なっかないだろうと。

その辺のところ、もし見解があれば教えていただきたいのと、あるいは、その辺のところを検討課題ってことであれば、これからその辺も見込んで、検討していったほうがいいのかなというふうに思います。以上でございます。

○須藤委員長

ありがとうございました。2番目、3番目の御質問についてお答えください。これから検討するのなら、検討するでいいですよ。

○建入技術補佐

御意見ありがとうございました。まず2番目の硫酸イオンの件につきまして、No. 5b で時々ポンポンと変動しているというようなことで、私のほうも気にはしてはおりました。

この処分場が安定型最終処分場であるにもかかわらず、いろんなものを入れられたという経緯もございまして、古い時代ですと多分、石こうボードなんか、廃石こうなんかも、かなり入れたんじゃないかというところも想像できるんですけども、そういうことの影響が、もしかしたら出ているのかな、なんていうふうに私なんかは考えておりましたが、そういうところは先生がたのほうにお伺いしたいなと思っておりました。

安定したのかなと思うと、確かにポンと出たりしますので、その辺が均一の入れ方ではないので、こういう出方もするのかなと考えておりました。こういうことに対して、どういうふうに対処したらいいのかなというようにも、気にはしております。塩化物イオンに関しましても時々出ておりますので、どのようなものでこのような動きをしているのかな、というふうにも思っています、この辺も見ていながら、どのようにしていくべきなのかということ、御教示いただければと考えているところです。

○須藤委員長

どうぞ、続けてね。

○建入技術補佐

はい。3番目の御質問と言いますか、御意見に関しましては、なかなか水の流れに関しまして、私ども分からなくて、前回の評価委員会の御意見を基に作成させていただいたものもございませけれども、実際どうやって見ていけばよろしいのかなというところを大変悩んでおりました。

この図も何度か作り直したりとか、なかなか大きく切ってますので、実際に緑の線と青の線が重なっていて、なかなか見えないということがありましたので、なるべく見えるような形で引き延ばしたり、縮めたりってなことを工夫してみたいんですけども、確かに、この層を見ますと、水がなだらかに、一定に流れてるとはいえないのかなと思っておりましたが、22ページとか23ページのほうの変化図を見ていただいても、どういうものに見えるかっていうのも、悩みどころでもあったんですが、実際、雨が降ったり、堰を開けたり閉めたりとかしますと、その辺で、実際の水位が逆転したりするような所も見えますんで、こういうことも踏まえると、処分場で水の流れが、どのような影響を及ぼすのかっていうようなところは、評価委員会の先生方に、逆に本当にその辺はお伺いしたいところでして、今現在は水の、浸透水なり地下水なりの影響が外部に出るかどうかっていうことを、流れがゆっくりであれば、どのような形で影響を及ぼすのかって、私も想像ができませんので、このグラフを基に何かお分かりになるようなことがあれば御教示いただきたいと思っております。以上です。

○須藤委員長

では引き続き検討をして、関連する先生と御相談をしてください。

○建入技術補佐

はい。

○須藤委員長

では岡田先生、どうぞ。

○岡田委員

はい。質問の前に、今、井上先生の話で技術補佐がお答えされました、No. 5bの件ですけれども、多分データが残ってると思いますけれども、写真が。その辺りはガスが相当発生しまして、20センチぐらいの亀裂ができた所なんです。そういうのがデータとして残ってると思います。その所は石こうボードが多かったと思います。そういう過去の人やがどんどん、担当が変わりますけども、過去の見ただけだと、多分そういうことがきちっと、想像ではなくて、実際にこうだったというのが分かるんじゃないかと思えます。

質問です。質問点が、コメントでございませけれども、データの表記を非常に簡単にしまっ

ておりますので、そのこのところで見づらくなっているのです、例えば（概要版）3 ページの所ですね。3 ページの所は2-1 の調査で、これ最大と最小書いてますけれども、これは文章を見ますと2 回ですよ。2 回測定しておりますよね、ここ。これを2 ページで見なきゃいけないんですけども、そういうことで2 回測定してるなら、もうこれ最大最小じゃなくて、11 月と2 月と書いてしまえばいいと思いますが。

○須藤委員長

そうですね。

○岡田委員

それから、それが全部同じでございまして、あとが、8 ページの所もまさにそうで、浸透水の濃度範囲につきましても、これも2 回測定したと文章に書いてますけれども、そうしますと、やはり最大最小じゃなくて、測定した・・・。

○須藤委員長

月ですよ。

○岡田委員

月を書かれるということですね。それは下の、今までの29 年度の上期に合わせて、そういうことをされたんだと思いますけれども。それから年6 回やってる所、あと15 ページ。15 ページは、これは6 回のもの最大最小ですけども。

○須藤委員長

これはいいですね。

○岡田委員

ええ。そういうことで、できるだけ簡単というか、分かりやすくしようと思ったら、またそういうところで分かりづらくなっておりますので、この所は注意して表現をしていただければと思います。

それから24 ページの所の、課題の所ですけども、具体的に書かれてる所で処分場の環境モニターの結果から、課題は次のとおりであると言って2 点、処分場内と、それから周辺の話で書かれてるんですが、中身は、これは例えば温度については結果のまとめをされているわけでありまして、これで何が課題があるか、そのこのところは文章、課題は次のとおりである、ということを書かれてるんですから、キーワードはわかりますけれども、文章は工夫されたほうがいいと思いますが。

それから、その下の所の発生ガス量、硫化水素、メタンについても変動が認められると。認められるんですけど、何が課題なのかということですね。そこは抜けているんじゃないかと思えます。それから周辺の地下についても、最初の文章も、まさにそうだと思いますが、結果をまとめておられるので、ここに課題は次のとおりということを書いておられますので、少し文章を工夫されて表現されたほうがよろしいと思います。以上です。

○須藤委員長

ありがとうございました。非常に大事なことで、そのまんま結果のまとめをしたのではなく、課題を抽出してくれていうこと。

○岡田委員
そうです。

○須藤委員長
分かりました。それでは藤巻先生、どうぞ。

○佐藤委員
ええ。

○須藤委員長
そっちから行きたいの。

○佐藤委員
こう回るのかなと思ったから。

○藤巻副委員長
いいですよ。向こうを優先してください。

○須藤委員長
じゃ、向こうを優先しましょう。藤巻先生、許していただいて。

○藤巻副委員長
全然いい。

○佐藤委員
藤巻先生からどうぞ。

○須藤委員長
佐藤委員からどうぞ。

○藤巻副委員長
いや、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員
先生たちが指摘されたことに、いちいちお答えは要らない。そういうふうにいたしますということでもいいんじゃないですか、それは。言い訳にしかなくてない。私、聞いてても、言い訳してんだなとしか思ってません。だからそこは不十分だよというふうな先生たちの御指摘があったら、いちいち口答えをしないで、そういうふうにいたしますと言ったほうがいいと思います。

○須藤委員長
ありがとうございます。

○佐藤委員
まず、そいつが一つなんですけれども、今、温度の所に、これは大判の18の所見てます。それ

で温度の、地下温度の表し方を変えた、今回ね。それで実は、いいですか。本当は楽しみにしてました。H16-13 かな。ゾーンと温度が深くなって、上がってって、そのまんまストーンとなくなってるのか、こいつはゼロかおいていうのがあって、その先が知りたいということがあります。ここで止めてしまうってのは、非常に良くないんじゃないかって。という、分かりますか、言ってることが。

H16-13 とか、温度が上がったまんまで切っちゃってる。本当は、この下が岩盤かどうか分かりませんが、岩盤なんだろうな。そこまで浸透水が拡散してて、地下の温度が上がってるのか、上がってないのかが、そこで 13℃になってんのかということを知りたいので、これはやっていただければいいなと思ってます。やるべきなんですよ。べきなんですよ。私が思うには。

それからあと、待ってくださいね。いきなり来ましたので。まとめの所なんですけど、まとめの 24 ページ。先ほど井上先生が、上のほうで拡散が認められたということは。

○須藤委員長

それはなかった。

○佐藤委員

なかったんですね。いや。私のは別で、処分場の環境モニタリングの結果から、課題は次のとおりであるという所で、その四角の枠があって、7 行目か。一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度に変動が認められる。変動が認められるんじゃないかって、これは、この書き方で言うと、その上で処分場内でのガス発生状況では、ほとんどの観測井戸で横ばいか低下を示してきたんですね。

それで特に書いてあるのが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素、メタン濃度等に変動が認められたんじゃないかって、増加が認められたんでしょう。これは。こういうふうな、我々から言えば、ごまかしですね。これは。増加してるはずなんですよ、この書き方で言えば。だったらば上と同じように書くんじゃないかなと思うんだけど、こいつは言い訳ありますか、なんか。そのとおりですか、言ってることですか。

○須藤委員長

どうぞ、お答えください。

○佐藤委員

それはいいです、答えを。答え言ってください。

○須藤委員長

増加が認められたって。

○佐藤委員

変動って。

○須藤委員長

変動が認められた。そのとおりかどうか。

○建入技術補佐

変動が認められたという記載は増えていったということではなくて、上がったたり下がったりしてるってことを言いたくて、そう書いたものでございます。発生はしていることは確かです、

ただ極端に増えているとか、増え続けているとか、そういうことではなく、上がったりがったりしてるといふことで、変動しているという記載にしています。

○角屋室長

過去に実施したデータに対して。

○佐藤委員

分かった。偉い人の前では、なかなか思ったこと、そのまま言えないよね、役所の中では。分かりました。だけど前で、ほとんどの観測井戸で横ばいだった、または低下だったと言ってるんだから、ここの所はメタン濃度に変動が認められるって、やっぱり上がってんだよなとしか読めないですね。で、それは読むことにいたします。もう少し表現に何か方法があってもいいなと思います。

○建入技術補佐

分かりました。

○佐藤委員

それからあと、やがてダイオキシンの話があるんだろうけども、特管物の話が出てくるんだろうけど、時間がなくなってしまって、この話なくなるのかな。ずっと前から申し上げてきたのは、言っているのかどうか分かりませんが、H16-5、その所が燃焼由来のダイオキシンの話が出てきていた所なんです。

その辺で一番、焼却灰を捨てたんだよという目撃情報があって、竹の内全体に焼却灰が入ってるけども、その周辺が多い。で、それが果たして竹の内の最高値なのかというふうなことが、ずっと問題になってきて、その周りを掘って、ちゃんとすべきなんだというふうな、我々提言をずっとしてきました。

それでいつまでも、それがなされない。それでH16-5だけが一番高い。そこが一番高い値を示すんだということになっているんだけど、それは地元としては納得しません。その周りを掘るべきなんだというふうな言い方が、ずっと言ってきて、今また新たに言い足しています。一応そんなわけで、今は終わりにします。

○須藤委員長

分かりました。次は菅生委員、どうぞ。

○菅生委員

今回の審議内容については29年度の下半期ということなんですが、事前に配布していただきました資料には、イノシシの言葉は入ってなかったんですけども、今回の次第の中には後ほど、その他の方でイノシシ被害の報告もあるとは思いますが、概要だと24ページの一番上なんですけれども、2.3.3で、多機能性覆土の状況調査については上半期で実施済みで、下半期では実施予定がないということだったんですけども、イノシシの被害というのは実際、多機能性覆土にまで影響があったと思うんですが、多機能性覆土の構造について、今、分かれば教えていただいて、あと、その調査を行わなかった理由についてもお答えいただきたいと思います。

○須藤委員長

ただ今の委員の御質問なので、どうぞ。

○角屋室長

今、菅生委員からあった、多機能性覆土の件につきましては、次の報告事項と関係しますので、そのときにまとめて。

○須藤委員長

そうですか。

○須藤委員長

分かりました。そのときまでお待ちくださいね。では田村委員，どうぞ。

○田村委員

いろいろあるんですが、地下水に関係したとこに絞ってお話したいと思います。この概要版の20ページの、二つ測線を設けて縦断面を。確か私の記憶では、こんなものを作ったらいかがか、というようなことを申し上げて作っていただいたら、分かりやすくなったと思います。

これに、地下の所をルジオン値で区分してしまして、水が動くんですから、これでいいんですけども、ここに廃棄物が埋められている範囲を重ねることは、そんなに難しくないと思います。網を掛けるかなにかで。そうするといろいろイメージが、湧くところがあるかと思えます。

先ほど井上先生が地下水、決して一様に流れているわけではないだろうというようなお話をしてくれて、そういうようなこともこの図から読めるんですが、現実問題として地下の特に深い所、水はずっとつながってるんですけど、その流れを、速さを測定するっていうのは、ほとんど難しいですので、従って一番確かって言いますか、地下水からこの高さを測って勾配を見てというようなところで、ですから、たまってる地下水全体の流れを示してるわけではなくて、当然へこみになってるような所は動かないでたまってるわけですね。

そういう所があるということは皆さん、共通の了解だと思うんですけども、そういうことがないかのように誤解されないような工夫は、時々していただくといいんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、これは細見先生のSSがヒュッと高くなる、それは採水のときの問題だと思う、そのとおりでと思うんですが、私、実は経験から言いますと、山の斜面での水なんかですと、崩れる直前にもものすごく汚い水が出ます。で、こういう平坦な所では、そういうことはないと思うんですが、大雨のときに非常に水位が急に上がるような所がありますんで、そういうときに、そこでの水はどんななんだろう。すぐ調べるわけにもいかないかと思うんですけども。

で、これは事前に予定を組むのが大変難しいかとは思いますが、例えば今般、西日本であったような、ああいうとんでもない現象が起きたときに、何かその兆候のことを捕まえることができないう感じがします。そういうところで、こういう平均化されたデータから、思いもよらないことが起こっている可能性がありますんで。

で、特に地下水位でも急に上がるとは思いますけども、その地下水のいろんなものをSSも含めて、そういうときにどういう挙動をしてるのか。多くの場合、それはすぐ収まってしまっ、もうほとんど影響はないということで収まるとは思うんですけども、何かで地面にまであふれてきたりいたしますと、影響範囲は随分になります。

ですから一応その予定等組む時に、大変難しいことだとは思いますが、何かそういう、全く必要のない期間もたくさん出てくると思うんですけども、そういう異常な時の対応って言いますか、そういうことが、こういう地面付近で起きている現象の観測には、できれば大変いいし、いろんな懸念も、そこから払拭できるところがある気がいたします。

○須藤委員長

どうもありがとうございます。最近、異常気象が多くなって言いますね。そういう時を狙って調査されるなんてのも必要ですよ。じゃ、最後に藤巻副委員長お願いします。

○藤巻副委員長

もう既に多くの先生が御指摘されてることが大半で、私もその一部だけですけども。今、田村先生が指摘されたように、概要版の20ページの北側測線、南側測線っていう、その断面図ですが、是非、これボーリングのデータがあるので、直線的に結んでいくような形になるかもしれないんですけども、廃棄物が埋まっているまでの深さを線で結んで、どこまであるよってというようなことを、きれいに見せられるといいなと思うんですが、ぜひ、そういう工夫をしていただきたいと思えます。

もう一つ、私の勝手な考え申し上げますけども、同じ20ページの左に水位の話があります。前回のときも、この水位の断面図を見て、私がじゃぶじゃぶ水が流れるのか、または、ほとんど流れないのかという質問をして、田村先生から「じゃぶじゃぶは流れないんだ」というふうに言われたことは、覚えてらっしゃると思いますが、結論から始めれば良かったですね。

実は、このH26-3aとLoc. 1aがきちんと断絶してることが証明できると、物事が随分進歩するんですよ。どういうことかと言いますと、この廃棄物処分場の中の水は有害物質は含んでるものの、ほぼクローズしたシステムであって、一番低い位置まで流れていって、そこで水は蒸発して、決していいものではないんですけど、そこに残ってしまって、周りにまき散らさない。

もしこの図に描いてるように、こうやって、だんだん流れてって外へ流れ出るんですよっていう図を描いたら、村田町の人俺たち一体どうしたらいいんだと思うんですよ。ここを断絶させる、または断絶させるって必要はないんですけど、実際にほぼ断絶してるんなら、僕はそれでいいと思うんですよ。

例えば(概要版)8ページの浸透水の基準超過回数とどうのこうのという、基準超過値という、黄色く示してあるのを見てもらうと、H16-3というのは29年度上期までの全部でしか見られないんですけども、H26-3とかH16-3とかH16-13はちょっと30にはならないんですけど、それは明らかに基準値超過がちょっと多いような気がします。

これに対して、ちょっと希望が持てるのはH26-3aですけども、これH26-3aっていうのは、これは一番地形的に低くなったどん詰まりの所なんですよ。それでいろんな、あまり好ましくないものを溶かして持って行って、そこで止まって蒸発して、いろんなものが、水が逃げていってしまって、そこに余分なものを置いていかれる。

と、いうことが発生するとちょっと大変なんですけども、これは、実は今まで何年もたつてもかかわらず、そこに特に濃縮はしていないっていう表が8ページにあるんですよ。だから危険なものは好ましくはないけれども、特にH26-3aの所にあるような、その数字は基準超過をしたものがすごく多いということでは、どうやらなさそう。または、もっと深い所に行っちゃってるのかもしれない。で、そんなに深い所へ行ってるんだとしたら、それはそれで全く問題ないかもしれないですけどね。

今までの先生の話で大変、県庁、これの評価のためのデータを用意するのに、準備するのに、かなりのお金を割かれてると思うんですが、なかなか終わりが見えない、ちょっと苦しい状況だと思うんですよ。

特に、もうこれで大丈夫だろう。または、これ以上の突発的にボンと増えいったりする、周りに実害を発生させるようなこと起こらないっていうような項目に関しては、業者さんとの契約の問題があるので、ある日突然、ボンとやめるわけいかないと思うんですけども、だんだん収集すべき情報をセレクトする。有用な、必要なものだけを集めるという方向に持っていかれて、むしろここを論理的に、ここを言いますか、20ページの左の二つの図ですね。

このH26-3aとLoc.1aの間を切れるか、切れないか。切れれば村田町に対する説得も、かなりできる。切れないと、とっても大変。切れなかったらばちょっと厄介というような気がするんですけど、収束に向けた話をこういう所はしていかないと、いつまででも、だらだらといっちゃうと思うので、ちょっと怖いで、できれば一つでもいいですから、これは何とか終わらせられるだろうというようなことを、進められてはどうでしょうかね、と思います。

○須藤委員長

それは考えてくださいね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

どうもありがとうございました。一通り委員の先生方からお伺いをしたんですが、大幅に修正する箇所ってのが、諮問を今日答申しなくちゃいけないんですが、特に最後の環境モニタリングの評価の所で、井上先生からもお話があったんですが、拡散は認められなかったという、結論じみた言葉が出てたんですが、この辺のところは他と違うんで、表現を変えたほうがいいだろうなというふうに思いますので、そういう部分は変えていくことと、それから二つの結論が四角のところで関わってるんですが、これは同じことの繰り返しを言ってる部分があるんですが、結論は処分場内で、まだ安定した状況に至っていないと考えられるというのは活かさなくちゃいけないと思いますんで、課題の繰り返しをここで書く必要も、多分ないだろうなと思うので、その辺は整理をさせていただきます。

この文章を変えてっていうのは、ここで変えるわけにいきませんので、私と事務局にお任せをいただいて、趣旨に沿って修正したいと思いますので、またそれはお任せいただいて。大幅に変えて書くわけじゃありませんので。できるだけ簡潔に矛盾しないような文章にしていきたいと思います。それはどうぞお認めいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○佐藤委員

はい、すみません。

○須藤委員長

はい。どうぞ。

○佐藤委員

先ほどの動議で申し上げましたけども、否決されたということですね。実は、ここにおいで役所の方たちは竹の内の新入生という、私はそう思っています。委員の先生たちは、かなり。

○須藤委員長

先輩です。

○佐藤委員

これまで何年も勉強していただいた先生で、だから話が全然違うわけさね。で、こちらが主導権を持って進めてくるというのは、もう話になりませんで、私なんかは、さっき守る会の人たちと話してて、20年生だよな。22年生ということですね。それでいつまで待たせるんでしょうかというの、一つあります。また何か問題が出てきたよなって、また待たなきゃねえのか。んで、

Aさんなんかは、待ちきれずにあの世へ行っちゃったというような状況なので、とにかく進められるところは進めなければならない。

なんでこんなに、だらだらと来てんのやということは、それは原因があるわけですから、そのところに迫らないようなやり方の進め方では、これはちょっと受け取らんねえよなということですね。この次から来れなくなるかもしれないわけですから、少しは先っちょをこうなんだろうってというような、明るいところを見せていただきたいというふうに思うわけですね。これは切なる望みです。

同年代の委員長はお分かりいただけると思うんですけども、是非、是非、是非そのことを頭の真ん中に置いていただいて。隅っこに入れたんじゃ駄目ですよ。この方たちは保証されてんだから構わねえんだ、それに何年延びようとね。けども実際に現場で仕事したり、生きたりしてる人たちがいるわけだから、その人たちのことを、おもんばからないような県庁の仕事では、これはちょっとまずいんじゃないですか。

そこんことだけ、きちっと結果に出るようにね、仕事を進めていただくというか、こういうふうなデスクワークに関して、そういうふうにしていただけないと、これはちょっといただけません、ということになりますので、御注意申し上げます。御注意申し上げますですよ、これも現場から。以上です。

○須藤委員長

決定する事項なんだけど、先ほど申し上げたような趣旨で、諮問答申をいただきたいことと、今、最後に佐藤委員がおっしゃったように、これは代表して、角屋室長にお願いしておりますが、かなり早めにいろいろ勉強していただいているのは、私はよく承知してはいますが、今のようなクレームにならないように、迅速にまとめていただいて、前に進めるようなことを特に考慮していただくということです。それを前提にして、ただ今の諮問を答申していきたいと思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

○稲森委員

1点よろしいでしょうか。

○須藤委員長

どうぞ、稲森先生。

○稲森委員

先ほどのバイオモニタリングの点、コメントをいたしました。難しいことではございませんので述べさせていただきます。今、ネットで調べていましたら、静岡県の環境衛生科学研究所とか、環境リスクについて魚類を用いて評価を幾つかやられてるんですよ、この方法を使って。

○須藤委員長

この方法、どっちの方法？アカヒレ？

○稲森委員

アカヒレを用いております。アカヒレのデータありますから、日本全国でもどこかで行われていると思いますので、いろいろ調べるとよいですね。

○須藤委員長

あるんですね。

○稲森委員

あるはずですから、それを踏まえた上で宮城県独自で、じゃなくて、一般的・汎用的に使われ始めてるとか、そういったのと含めて、他の OECD 試験との比較とかまとめておくとよいと思います。それともう一点、私、言いたいの、このサンプリング回数を増やしたほうがいいような気がする。重要なモニタリングですからですね。これだと、例えば 30 年 1 月、29 年 11 月、その前が 8 月、5 月、2 月だから、それじゃバイオモニタリングとして、不足しているといえます。

○須藤委員長

本当は連続性が必要だよな。

○稲森委員

本当はそうですけど、それは難しいとしても、これだけは最後の環境リスクになりますから。

○須藤委員長

分かりました。

○稲森委員

そんな回数増やしても、そんなお金増えるもんじゃないかと思いますが、よろしく願います。

○須藤委員長

分かりました。それを踏まえて、今のようなことも御注意を承って、これを答申にしたいと思いますが、文章の細かい部分はお任せをいただかないと、ここで一字一句やられたんでは、とてもじゃない、やりにくいんで、できるだけ角屋室長じゃなく私の意見で決めてまいりますので、よく 2 人で相談をして、事務局とも相談した上で決めていきたいと思っておりますので、まずは、お認めいただきたい。

○稲森委員

すいません、もう一点。静岡県は 1800%まで行っているのですよ。だから 1000%の、ちゃんとしっかりした理由とか、1000%、宮城県でもやってる標準法の、他の県で 1800%まで書いてあるので、この点も留意してください。

○須藤委員長

じゃ、18 倍ってことか。

○稲森委員

そうです。

○須藤委員長

18 倍ってことね。濃縮率 18 倍ってことだね。

○稲森委員

合ってます。そういった点も含めて、適正な今後の方向性を出してください。

○須藤委員長

分かりました。それは十分考慮させていただきます。それじゃ、きょうは重要な議題が、さっきからいろいろ話題が出て、残りが二つございまして、これは諮問答申ではないんですが、先ほどからイノシシのお話も出てきたんですが、一つが、順番にいきます。竹の内地区産廃処分場のイノシシ被害と対応状況について、お話しします。その後については、例の竹の内産廃処分場の隣接地にあります焼却施設についていきます。じゃ、1番目から、どうぞ。

○角屋室長

それでは先ほど菅生委員からも問い合わせがあった、処分場内のイノシシ被害と対応状況について、御報告いたします。左上に資料4と記載した、こういう写真入りの資料でございます。これに基づいて説明させていただきます。今回の評価期間である平成29年度下期とほぼ同時期の、昨年11月から4月上旬にかけて、処分場内の覆土表面がイノシシに荒らされている被害が発生しました。その状況についてと、その後の対応について御説明いたします。

ちょうど資料の左側の黒めの写真で、イノシシ出没写真と表記された写真でございますが、この写真は覆土被害の対策法を検討するため、県が所有しておりますカメラを用いて撮影して、原因動物を特定した写真となります。これにはイノシシが数頭写っておりまして、覆土を掘り起こしていることが確認できました。

この資料ではイノシシによる被害が目立った範囲を、ちょうど黄色で着色してございまして、それぞれ写真撮影方向を、この赤い矢印で表記してございまして。この被害が発生し始めた11月頃には被害範囲が小さくて、毎週実施している通常の維持管理作業の中で、掘り起こされた土を被害箇所埋め戻し、覆土の修復を実施していました。

しかしながら12月中旬ごろから被害範囲が拡大し始め、徐々に覆土の修復が被害の発生状況に追いつかないという状況になったため、今年の3月中旬には小型のバックホウを使用しまして、ちょうど写真番号の①、②、③、⑤のような修復作業を行ったところでございます。また、こうした作業だけでは修復しきれなかった箇所につきましては、毎週の維持管理作業で修復作業を続けるとともに、6月上旬以降は除草作業等に併せまして修復を行った結果、現在、全ての修復作業を終えたということでございます。

先ほど質問がありましたが、今回イノシシに荒らされた覆土の厚さというのは、こちらで確認した限りは、深い所で大体20センチぐらいという状況でございまして、この処分場の覆土層の厚さは70センチから、厚い所は4メートル以上あるため、廃棄物等や多機能性覆土のバリア層等には達していません。これが今の覆土層の、多機能覆土の厚さを表した図でございまして、上のほうから植栽層、バリア層、あと捕捉層の2と1という形で、ここの分で合わせて大体75センチぐらいの施工を施してございます。

なお現在、処分場の外周に沿ってネットフェンスは設置されておるんですが、処分場の奥の山の斜面、ちょうど今、丸で囲んでる辺り。ここの分につきましては、そのフェンスが設置されておらないということでございまして、イノシシが自由に出入りできる状況となっております。今後、イノシシの発生頻度の高くなる冬場にかけては、進入防止柵の設置なども併せて、検討していきたいと考えておるところでございまして。私の説明は以上でございまして。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

御質問、どうぞ。コメントでもよろしいですよ。どうぞ。

○佐藤委員

イノシシの被害のことなんですが、私のほうで撮った動画がありますので、御覧いただきます。どういふふうに修復がされているかということの証拠になると思います。動かないですね。声も出せば良いんですけどね。これが陥没地ですね。それで一輪車で運んで。

○(佐藤委員)※括弧書きは動画音声での佐藤委員の発言。以下同じ。

鹿沼土の山。これしかねえんだ、これ。ところがこれをこのイノシシが荒らした所に、こういうふうには本当は厚く。

○佐藤委員

なまってるところは勘弁してください。

○(佐藤委員)

これはいわゆる吸着剤というふうに言われてるので。ぐるっと回ると、こちらがダイオキシンの巣。それでこっちは、あちこちに重機を入れて平らにしてこいって言われた業者。

○佐藤委員

排土板の背中でトントンと叩いてますよね、しきりに。あれが対策というか、隙間はそのまま残ります。

○(佐藤委員)

これで平らになってねんだよな、平らにはなってるんだけど、あれは潰してんだ、盛土の中をね。これが宮城県のやり方ですか。参った。参った。

○佐藤委員

と、参ってしまったわけですけども、上に鹿沼土乗っけて、臭い対策をするというのは、随分前はやってたやり方なんだけど、どのぐらいの鹿沼土を運んで、どういふふうに鹿沼土を上を被せたのかということが、お答えいただければ一番いいんだけど何台もねえよね。

何立米みたいなもんで、一輪車で運んで上に被せるというようなことをやっていて、問題ありませんというふうな言い方をされれば、これはやっぱり、冗談止めてくださいということになります。これが現実です。

○須藤委員長

イノシシの出没しているのは、いつから始まったんですか。

○角屋室長

昨年度の11月ぐらい。

○須藤委員長

去年の11月？

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

では周囲から来たんですか。

○角屋室長

山の斜面を下って入って来てるような。

○須藤委員長

そうですか。去年の11月ですね。

○角屋室長

はい。

○佐藤委員

先生、そういうの現場の意見をお聞きいただいて、この方たちは専任ではないんだ、隣の課から来てるんで分かるわけがないんですよ。我々しか分かんないわけ。それで、この前、中に入ったら山菜取りの人たちがいました、中に。「この山菜なんか食べない方がいいぞと。ダイオキシン、どんどん出てんだからね」というような話をしましたけども。

○須藤委員長

中に自由に入ってるんですか。

○佐藤委員

イノシシも入る、ヒトも入るんです。あそこは泥炭を取りましたので、泥炭を取った所に木が生え始まって、植物が生え始まった。おいしい山菜も出ます。

○須藤委員長

そうなんですか。

○佐藤委員

私も取りたいんだけど、まさか上で環境基準の200倍のダイオキシン発見だなんていうんじゃ、これは食べない方がいいんじゃないかねえかと思ってます。

○須藤委員長

分かりました。

○佐藤委員

だからそういうところまでは見てない。この方たちは。嘘だと思っただったら、見せてもいいよ。本気になってやっていただかないと駄目だってば、地元としては。そのことだけは。

○須藤委員長

分かりました。

○佐藤委員

まず委員長を通じて御注意いただけるようにお願いします。

○須藤委員長

しっかりその辺の観察なりをします。

○佐藤委員

何だか委員長のしっかりっていうのは、我々のしっかりと随分違うんだもんな。

○須藤委員長

いや、私は権威がないのかもしれませんが。それじゃ、どうぞ御質問を。

○細見副委員長

今の、答えようとしたんじゃないの。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

本当だ。コメントがまだでしょう。

○角屋室長

今、佐藤委員のほうから鹿沼土のお話出ましたが、確かに多機能性覆土を施工したのは平成20年ということになります。その以前は、鉄分を多く鹿沼土は含んでございますので、それをまいて硫化水素等を吸着してたという時代もございました。

ただ平成20年度以降、多機能性覆土等を施工したことによりまして、我々としては先ほど御説明したとおり、いわゆる植栽層の部分を整地することで、そういった吸着は、機能するんじゃないか、というふうに考えておるところでございます。

○須藤委員長

他の先生、いいですか。理解、大体していただけましたか。別に、それからどうしようって。どうぞ。

○細見副委員長

確認ですけど、前に説明されたときの植栽層の、4メートルとかって言われませんでした。覆土。

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

この図とはどういう関係があるのかってことと、それから一番大事な点は、佐藤さんが言われたように、この植栽層に20センチ荒らされると、下のバリア層とかに影響がなかったと言えるのかと。で、20センチ、もし荒らしたとすると、それを埋め戻すというか、20センチ以上30センチの植栽層を確保するために、鹿沼土がどのぐらい必要なのかとか、それを説明しとかないと、今の佐藤さんには答えられないんじゃないかと思うんですね。

○須藤委員長

どうぞ，事務局。

○建入技術補佐

はい。覆土のことにしまして，多機能性覆土を全面に敷設してるわけではございませんで，多機能性覆土にしましては，先ほどのような構造で植栽層が30センチはあります。その下にバリア層を設けまして，あと捕捉層を2層設けていて，全体的に75センチはあるという形になります。で，今回のイノシシの荒らし方は深い所でも20センチ。

○細見副委員長

深い所は何センチ？

○建入技術補佐

20センチ。

○須藤委員長

20。

○細見副委員長

20センチ。

○建入技術補佐

20センチなんです。で，普通の覆土の上に多機能性覆土をしている所と，それから普通の覆土の所がございまして，この普通の覆土の所が70センチから4メートルぐらいの幅だということなんです。ですから表面の表土を20センチぐらい荒らしたということなんですけども，その部分にしましては，それを埋め戻すというような形で，捕捉層とかバリア層まで達していないと。それと普通の覆土の所も70センチは大抵ありますので，50センチ以上70センチぐらいはあるということです。

○須藤委員長

大体20センチぐらいが荒らされるってことですね。

○建入技術補佐

はい，そうです。20センチ以上の荒らし方はないと，私どもは分かってましたので，足りていると思っておりました。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

深さとか，何とかかんとか，というふうな言い逃れをなさってるんだけども，実はあそこは雨水勾配を付けて，雨水をごみ層に入れないような工夫がしてあるわけですね。そこん所にイノ

シシが、ああいうふう荒らして、それで重機の背中でポンポンとたたいて、はい平らになりました。あちこちに鹿沼土かけましたって、黄色くなっていいですねというふうな。雨水はどうなんですか。

そういうふうなことを、分かるけども、隣に上司がいて変なことを言ったら怒られるんだろ。あなたは。分かるんだ、こいつは。昨日まで村田の役場もそのとおりであったんだから分かんだけども、本気になって考えてもらわないと、よそから来てんだよ。よそなんだから。

竹対じゃねえんだもん、あなたはね。違うんだよ所属はな。雨水はどうなるの。雨水の勾配を何％、いやいい。もう言うことねえから。不十分ですっていうふうな言い方すればいいんだよ、あなたは。十分だなんて思ってません、我々。

○須藤委員長

他に質問いいですか。はい。

○細見副委員長

はい。確認で。多機能性覆土をやった所に対して、本当に20センチだったら問題ないということ、もう一回ちゃんと言っていただくことと、先ほどの表面排水のシステムに対して影響あるのか、ないのかっていうのは、私はやっぱり検討していただいた上で、十分修復ができたというふうに言うべきかもしれない。

○須藤委員長

室長は、それに答えてください。

○角屋室長

はい。それで確かに、我々としては20センチなので、そこの植栽層を整地すれば足りるのではないかと思っておりますが、この多機能性覆土の性能調査も年1回、実施しております、今年も11月ぐらいに実施予定としておりますので、その結果を持ちまして、できれば次回の、この評価委員会で御報告したいと考えてございます。

○須藤委員長

これから評価するわけね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

分かりました。

○佐藤委員

半年後ですよ。また半年長生きしなきゃいけないということ。これは勘弁してください。

○須藤委員長

早めたっていいんでしょう？

○角屋室長

できる限り早く実施して、その結果をできるだけ早くお伝えして。

○須藤委員長

そうですね。だって今、荒らされて、そのままなんでしょう。

○角屋室長

今は補修してます。

○須藤委員長

まあ機能が評価されてないからね。埋め戻しはしてるわけね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

全部ね？

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

そうですか。分かりました。

○佐藤委員

今のテープで荒らされた様子がよく分かりませんでした。それで現場に行ってみると、イノシシ鼻がいいから、ガスが出てる所だけ掘ってるんだよなというふうな、うちの同僚の課長が現場確かめてるんだけど、「耕運機でうなったのかい」というふうな丁寧な荒らし方だったですね。それをポトンポトンと重機の背中で押して、ちょちょこっと。

○須藤委員長

そうなのね。

○佐藤委員

それで雨水入りません、大丈夫ですって。これはいただけませんよ、これ。

○須藤委員長

埋め戻しはしてるようだけでも、その機能がどうなってるというのは、それは予算の都合とか、いろんなことあるでしょうけど、これは皆さん、そうおっしゃるんで早めの調査を一つ考えてください。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

ということで、こればかりやってるわけにいきませんので、次のもうちょっと大事な議案がありますので。例の処分場に隣接している産廃の焼却施設ですね。これについて御説明ください。

○角屋室長

はい。引き続きまして、措置命令関連の御報告をいたします。ここから資料5ということで、A4縦長の一枚物の用紙でございます。それに沿って説明させていただきます。本件は今年5月1日付けで、廃棄物処理法に基づきまして、焼却施設に係る措置を命令したものでございます。まず、1措置の対象者ですが、この焼却施設の最終所有者であります株式会社グリーンプラネットは、平成18年2月に清算終了しておりますことから、資料の記載の2名を対象として措置命令を行いました。

次に2これまでの経過と措置命令の原因となった事実ですが、対象となっている焼却施設は、竹の内処分場の隣接地に平成6年に設置され、既に20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、昨年度、県が焼却施設等老朽化調査を実施しました。

この調査結果では、焼却施設には腐食による穴が多数発生し、加速度的に腐食が進行している状況にあり、倒壊の危険性が指摘されました。また焼却施設内に残置されている廃棄物からは、基準値を超えるダイオキシン類などが検出されました。この結果につきましては、今年1月に開催しました前回のこの委員会で、皆さまに御報告させていただいたところでございます。

その後、これを受けて県では、焼却炉は倒壊する危険性があり、ダイオキシン類などが飛散・流出し、周辺生活環境の保全上、支障をきたすおそれがあると判断いたしまして、これを防止するための実施手法等を検討してまいりましたが、今回、対象者2名に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出したものでございます。

措置命令の原因となった事実は、対象者は株式会社グリーンプラネットが、平成18年2月に清算終了してから現在まで、本件焼却施設内に残置されているばいじん等について撤去せず、何ら管理することなく放置してきました。

現在、焼却施設には腐食等による開口等、いわゆる穴が認められてまして、今後雨風等により、ばいじん等が飛散・流出の可能性があります。廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理基準では、産業廃棄物の処分や保管にあたっては、これが飛散・流出・浸透しないような措置を講ずることとされており、この基準に適合していないものとなっております。また焼却施設の腐食が進行し倒壊した場合は、さらに広範囲への、ばいじん等の飛散・流出の可能性があります。周辺住民等の生活環境への支障が生じるおそれがございます。

次に3措置命令の内容ですが、こうした状況を踏まえ、村田町の竹の内に設置していた産業廃棄物焼却施設に残置されている、ばいじん等の飛散・流出を防止する措置と、ばいじん等に起因する汚水による公共の水域、および地下水の汚染を防止する措置を講ずることを命ずるといった内容にしました。次に4措置命令の履行期限ですが、着手期限は平成30年6月30日、履行期限は平成31年4月30日としておりました。

最後に5今後の対応ですが、措置命令の対象者が、着手期限の6月30日までに着手の意思表示をしなかったため、行政代執行による措置に向けて、現在準備を進めておるところでございます。具体的には、県としては代執行によって焼却施設の撤去作業を進めていくこととし、今年度中に撤去作業の実施設計を行い、来年度には撤去作業に着手したいと考えております。本件の説明については、以上でございます。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

どうも御説明ありがとうございます。どうぞ、簡単に。

○佐藤委員

ここからやっとな念場ということですね。

○須藤委員長

え？

○佐藤委員

はい。少し長くなりますが、長くはしたくないんですけども。本当の去年、一昨年まで竹対に、焼却炉の撤去ということは、我々10年も15年も前から求めてきました。それで去年、一昨年辺りまで、あれは支障除去に関わらないから撤去しません、というふうな言い方をしてきたんですね。

やっとな今回、手を付けたということなんだけど、支障除去に関わらない、それで、もっと言えば総合対策委員会時代から国環研の井上雄三先生を呼んできて、竹の内には特管物は入っていないので、撤去はならない、撤去はいらぬいらぬいらぬということ、今日に至ったということですね。

そのことに関して国環研の井上さん呼んで、本当はここでいじめればいいんですけども、それを鵜呑みにして、そのとおりでそのとおりで言ってきた宮城県は、まだ住民の前に出てきて、私たち間違っておりました。申し訳ありませんでした、ごめんなさいということは、なされたことがない。井上先生もなされたことがない。それでいいと思いますか。20何年も経ってるんですよ。

我々の、一番最初にやったことっていうのが、裁判所にとにかく焼却禁止を命令してくださいというふうな提訴をいたしました。そいつが出たのが13年かな。ちょっとふざけてると思わないですか。何でもないんだ、何でもないんだ、何でもないんだって何十遍も言ってきた、いまだにそれを言ってるわけですよ。どこからどこまで、嘘付けばいいのかなって思ったりもしてたんですけども、その怒りが私の命を永らえさせてんのかなと思って、感謝もしてただけだね、実は。

こういうのはねえよ。Aさんなんか今頃、あの世で歯ぎしりしてるよ。あの畜生どもって言うてる。あの人の口癖がそうだった。謝りもしない、我々に悪いことしたような気もしてねえんだな、みんな。もっとも皆さんがやったんでねえってのは、私たち分かる。けども、それを踏襲してるわけでしょう、ずっと。

それで、このところは本当は知事が来て、知事が本当は地域に来て、皆さんに誤りを言ってきました、ごめんなさいって言うのが当たり前だと思うけども、この場では部長から、その辺の今後の方針というか、焼却炉取るからいいんじゃないかというふうな話にはならない。それで現実には中に捨てたっていうのは、我々、目撃情報で何十遍も皆さんにお知らせしてる。みんな入れたんですからね。

一台か二台ね、マニフェストが必要だからって、大和に持っていったっていうのが、我々知ってます。一台か二台だ。で、ここに投げてんですって、そのマニフェストをみんなに見せて、後は自家処理ですよ。自分の所にみな入れたんだって。

そいつの追求も追跡もしてない。H16-5 だっけか。あそこがかなり出んだけど。いつも出んだけど、その周辺を掘ってみろっ、掘ってみろって言ってっけど、全然やろうとしない。どこに捨てたんですかっていう、そのことなんです。焼却炉撤去するから、いいじゃないかということで問題が終わる話では、ありません。これは。我々の動きから言って。また怒らせるんだこの。

だからまず、誤りでしたっけのは認めなきゃ駄目だっけ。それで、ごめんなさいなら、ごめんなさいだったら、いまさら、どうしようもねえっていう部分はあるんで、それは認めないわけにいかないんですけども、いつまでもふざけんじゃないよって、20年経って、今頃ダイオキシン汚染が出てくるんですか。特管物ない竹の内から。特管物って何なん。

それで特管物のことをずっと話してたら、多分アスベストも入ってる。多分、入ってるよ。No.3の辺り、No.3だ。あの辺、掘ってるときに、こいつは知ってると思うけども、重油のにおいがすごかった。で、あそこからはシュレッダーダストを入れたというような事実も、これは県で認めてるはずですよ。それで、持っていかせたということなんで。シュレッダーダストのときは、シュレッダーダストのシュレッダーダストなんだけど、さっきの何だ。なんって言ったっけ。

○建入技術補佐

廃石膏ボードですか。

○佐藤委員

うん？廃石膏ボードだなんて、寝ぼけたこと言ってんな、あなた。そんなの入ってるのは当たり前だろ。アスベストだよ。アスベストだって特管物だろ。それでコア当たって、特管物見てみろって、アスベスト見てみろって言ったって、そういうのをみんな捨ててんだもの。犯罪ここに極まれりだよ。

そういうことなので、きちっと謝るところは謝る。それから検査しなげねえ所は、ちゃんとなさる。その上で、どうぞ皆さま安心してお住みくださいか、ここもう駄目だから、どっかに行ってくださいとか、そういうふうなことを考えたほうがいいんじゃないですか。それも早くやってください。20年も待ってきたんだから。

部長どうですか、そのこと。部長が在籍中になさるといふか。何代かの部長は私がいるうちに「何とかいたします。いたします。いたします。」っておっしゃいました。録音はしてなかったけども、こんなことで終わんねえんだ。ごまかしやってきたから終わんないんですよ。ちゃんとおおもとに迫ったやり方、やんなかったの。

何でもねえんだ、住民が騒いでるだけだって。Aと今の守る会の連中、間もなく死ぬんだからそれで終わりなんだつつうなことを、思ったかどうか分かんねえけど、そんなことではなくて、きちっとやっていただくように、委員長からもお話しいたいて、ここで部長、せつかくおいでになって何も言わねえで帰るの、かわいそうだから、ちゃんと決心したことをお聞かせください。

○須藤委員長

どうぞ。

○後藤部長

今、佐藤委員から過去の経過等を踏まえて御意見をいただきましたが、今回焼却炉の撤去に、やっとな踏み切れたというのは、これまでのさまざまな御意見をいただいて、そして我々としても、それを蓄積してきた結果かなというふうに思っていますが、ここまで焼却炉の撤去について長引いてしまったことについては、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

正確な調査をかけて、早期に撤去しなければならないという結果が出ましたので、我々としては、予算措置であるとか、設計だとかという必要な時間がかかる部分ではございますので、その時間はお待ちいただく必要はありますけども、その必要な時間と段取りを踏みながら、しっかりと対応したいというふうに思います。私のいるときというところまでは、なかなか申し上げにくいのですが、実施設計に入るといふことは、そのまま撤去に進むということでもありますので、そのことで撤去については、お約束をできることではないかというふうに思います。

また、過去のさまざまな経過につきましては、この委員会におきまして、現在の対応方法ということで御結論をいただいて、経過観察をさせていただいているということもございますので、そこは、これまでの結論を踏まえながら。

なお、今日の評価についても、さまざまな御指摘をいただいて、より正確な表現であるとか、

評価であるとか、それから今後チェックすべき項目としても、新たな視点というような形で御示唆いただきましたので、そのことも踏まえながら、この処分場の跡地がしっかりと管理できるように、これからも取り組んでまいりたいというところでございます。焼却施設の撤去については、しっかりと行わせていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

ちょっと待ってくださいね、佐藤委員ね。私、委員の先生方も何だかさっぱり分からないことが多いと思ってるんですよ。私も含めてね。というのは、この委員の先生方って、多分10年ぐらいですよ。

だから、さっきの、当初の廃棄物があそこで焼却されたり埋設されたり、そういう不法投棄の現場の状況というのは、人から聞いたことがあるかもしれないけど、この委員会で議論したことは一度もないんですよ。そういう中で先生方に、いや、どうしましょうか、今の焼却炉の問題どうしましょうかっていうのも、酷なような気がするんですね。

もしやるんだったら、この委員会をどうやるんだってことを、議論しておいて、やるんならやるんで先生方に、ちゃんと情報を提供しないと私はいけないだろう。佐藤委員が一番よく知ってるわけなんですけど、それ以外の委員の先生って、私も含めて、私は当時まだ宮城県民じゃなかったと思うんですよ。そういうこともあるんで、今、急にこの問題を議論しましょうって、聞き置くのはいいですよ、皆さんの隣にある焼却施設ですから。

それから、いわゆる代執行やるときに何が必要かとか、措置命令や何が必要だっっていうのを助言することはいいんだけど、それを、ここの委員会を議論の場にするのか、それとも聞き置くだけでいいのか、それをちゃんとしないと、私は困るんじゃないかと思うんです。細見先生、どうですか。

○細見副委員長

私は前回出席できませんでしたので、この経緯がよく分からないのと、私はこの委員会が始まったときに、最初に現場調査に入ったときに、この焼却施設の周りも、ちゃんと見させていただきました。私は、そのときにあの姿を見ると、やっぱり不安だったので、これダイオキシンは大丈夫なのかって聞いたときに、県の方は、いろいろとダイオキシンの問題ないというふうに、私にはおっしゃられたと思います。

なので、この設備がこのまま、今回の処分場の敷地の外にまたあるので、この委員会として、どこまでこれについて取り組むべきかということは、当初から多分、範囲外だったんです。おそらく。

○須藤委員長

そう思いますよね。

○細見副委員長

ただ、私は装置を見たときに、もうちょっとサビかかっている、そんなちゃんと整備された焼却施設ではないので、ダイオキシンが生成してもおかしくない焼却施設ですよ。誰が見ても、あのレベルの感じだと。私は、だから不安なため聞いたんですけれども、周りは影響はないという説明は、私は受けた気がします。

○須藤委員長

最初はね。

○細見副委員長

最初は私も、これ以上は、この委員会として範囲外でもありますので、今まで一切何も質問してこなかった訳ですけども、今回、今、須藤先生、言われるように、この委員会として、この問題をどうするのかっていうのは、やっぱり非常に重要な問題です。

○須藤委員長

委員会で答えたら、委員の責任にもなるからね。だから議論しないといけない。やるならやるんでね。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

今、資料5というふうなのを見てますけども。

○須藤委員長

資料5？

○佐藤委員

資料5ですね。それで表題が、竹の内地区産業廃棄物処分場隣接地の焼却施設に係る。

○須藤委員長

措置命令ですか。

○佐藤委員

措置命令。それで、隣接地と断ってあるんですね。いかにも役所らしい責任逃れだなと。室長、聞いてくださいよ。室長。

○角屋室長

はい。

○佐藤委員

よく聞いてください。いいかい。隣接地の焼却施設って書いてあんだけど、隣接地でねえよって。付属してんだ、あれはって。誰が見ても、本当はそんなことは分かるんじゃないですか。隣接地と書くことによって、少しは遠くなる。責任逃れが少しは、しやすくなるっていうふうな書き方だなと思って、さっきから赤ペンで印を付けておりますが。隣接地ではありません、あれは。あそこで生成された焼却灰は、100%竹の内に埋まってるんですよ。竹の内の汚染の元凶なんですよ、これは。隣接地なんてもんじゃない。

○須藤委員長
一体なのね。

○佐藤委員
一体ですよ。それで、それは全国の産廃場の例を見ると、5トン未満のバッチ炉をくっ付けて、その焼却炉を、うちの安定産廃場にみんな入れるんだって、これは儲けほくほくだねっていうのは常識ですよ、これは。細見先生が関わってる処分場なんかは、そういうふうに言ってっかどうかは分かりませんが、金の卵です。どこ行ったってやってる。

○須藤委員長
そうでしょうか。

○佐藤委員
そういうことなので、隣接地だなんてのは直ちに取って。竹の内に付属ですよ。それで、我々が一番最初に入ったときは、パチンコ台が、とにかく山とあった。「どうすんだ これ」と。「燃やすんだ」って。そいつの証拠が焼却炉の中に、重金属の汚染として出てるんじゃないですか。なんでこんなの入ってるのっていうのがあるよ、そいつは。パチンコ台の接点に使うやつだ、こいつっていうふうな証明をしてくれた人がいた。

だから隣接地だなんつって、違うんだなんつう話ではなくて、竹の内処分場を汚した元凶があるでしょう。竹の内処分場を汚した元凶が焼却炉なんですよ。そこのとこ、こいつ違うだろうと、置いとけよというような話だったら、これはなんか。

○須藤委員長
分かりました。分かりましたけどもね、私は今のこの委員会の委員長でございますんで、前の委員会の井上さん、委員長だったんですかね。井上委員長から何の引き継ぎもないし、井上委員長の段階で、焼却やら埋め立てやらのことは終わって、それで新たに、この竹の内の産廃処分場としてのモニタリング調査っていうので、この先生方に集まっていたいた。

○佐藤委員
いや、だからモニタリングするには、なんでこんなに重金属汚染があんのって、あっちこちからダイオキシン出てるのっていうのの原因は、そこにあるわけですよ。切っても切れない、それは。

○須藤委員長
だからそこまでは、埋め立ての経過なんていうのは、あなたはよく御存じかもしれないけど。

○佐藤委員
いや、知らないんだったら委員の先生たちにお話ししますよ。一日かけて。みんなビデオで撮ってある、あそこは。

○須藤委員長
だから、それをやるんだったら、このことをどれだけ、我々が関わるかということも関係するわけですよ。それを私は先生方に伺ってるわけです。私はモニタリングの評価委員として、ここに参加しているんです。ですので佐藤委員は全てを分かっているから、おまえら、おかしいんじゃないかかって私に言うんだけど、でもちょっと、ちぐはぐしてます。

○佐藤委員

委員長おかしいなんて言ってないですよ。

○須藤委員長

おかしい。

○佐藤委員

大好きなんですから。

○須藤委員長

(笑い) だから、これからやっぱり委員会で。

○佐藤委員

いや、関係ないはなくて、なんでこんなもの出てるのって言ったら、それは焼却炉由来ですよって。

○須藤委員長

だから、それ。

○佐藤委員

100%投げたんだということですよ。今、一番心配してんのは、焼却炉を撤去するから、良いじゃないかって。残留してるダイオキシンみんな取るんだから、いいんじゃないかというふうな話になるのは困る。その関連で例えば、Hの、16の何だっけ。

そこのところはずっと前から、とにかく周辺を掘って、ここがホットポイントつつうのか、バッドポイントなのか、そこのところは見なきゃ駄目だぞってというようなことは、もうこれは焼却灰をちゃんと捨ててくださいって言うときからの主張ですので、その辺までやってもらわないと、我々やっぱり納得できませんよ、これは。

枕高くして寝られるにはどうすればいいのか。先生たちをお願いしたいと、そこのところは思います。こちらをお願いしても、あんまりいい返事がないと。先生たちの力をお借りして、そこまで持って行っていただきたいと思っております。これが私の最後のお願いということで。はい。

○須藤委員長

分かりましたけども。

○佐藤委員

けどもは要りません。

○須藤委員長

分かりましたですけどもですよ。先生方だって、寝耳に水ですからこれをやれって言うてるのは。

○佐藤委員

いやだって最初から常識だもの、竹の内やるんだったら、これは。本当に。二つに分けようなんてのは、こちらの作戦としては二つに分けようと思ってたかもしんない。だけど、我々としては、そんなことないですよ。最初からダイオキシンが出るんだから、ダイオキシンの検査をする

ので合流してくださいというふうな。

○須藤委員長

それは分かってる。

○佐藤委員

そういうことから始まっているわけですから。今、そういうことです。もっと変なこと言ったらば、別の委員会作ってもらわなきゃならなくなる。

○須藤委員長

だから別の委員会作るのもいいですし、それから当方に、どういう部分を抱えるかというのも、それはそれで議論すれば、私はそれでいいと思うんですよ。先生方が納得すれば、それでいいと思いますよ。でも今の段階で、じゃあ引き受けましたっていう段階ではないでしょうって、私は言ってるわけです。いいでしょう、それで。佐藤さんは、そうかもしれないけど、この人で、今日初めて聞いた人、結構いるんですよ。

○佐藤委員

帰る用意したんだ。もう話になんねえから帰りますって。

○須藤委員長

そうですか。

○佐藤委員

後で部長とね、室長来いなって言って、先に帰ろうと思いました。

○須藤委員長

分かりました。

○佐藤委員

らちが明かねえ、これもう。先生、何年こうやってるの。どこまで、おちよければ気が済むのですかということですね。

○須藤委員長

おちよくってるわけではないんですよ。

○佐藤委員

先生たちは、おちよくってはいねえけど、こっちは住民騒ぎすぎって言って、平成10年あたりから、そういうふうなことをずっと言ってきたわけだから。これは引っ込み付かない。

○須藤委員長

我々の意見がどうであれ、焼却施設っていうのは、行政的に措置命令をやらないと周囲の環境に関わるし、代執行をしなくちゃいけないという行政手続きがありますから、これは委員の意見じゃなくて、それは行政として実行すると。

○佐藤委員

一つだけ言って、一つだけ。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

それで終わりではないということを、それでダイオキシン問題が、それで終わったわけではないよということですね。関連の検査とかかが、どんどん出てくる。

○須藤委員長

あるでしょうね。

○佐藤委員

それはやってくださいね、ということで。

○須藤委員長

それをだから、今度はあなた方の要求と、こちらの委員会で、私は一回審議をさせてください。

○佐藤委員

では、9月辺りにそのことで一回やった方がいい。

○須藤委員長

一回審議をさせて下さい。そうしないとね、良いですか、委員長がこう言ったから良いですかと、それぞれの先生納得した対応ではないですから。

○細見副委員長

そうですね。

○須藤委員長

新たな仕事ですから。

○佐藤委員

また、何か私に仕事しろと、おっしゃるんですね。

○須藤委員長

新たな仕事です。これは。だって、あそこに焼却炉があったの、見てたから分かりますよ、細見先生じゃないけどね。だけれども、これがあその中に灰がいっぱい溜まってて、その前にいっぱい灰を捨ててるのは、これはどれだけ長く住んでるかにもよるんだけど、知らないですよ、そんなこと。井上さんは知ってたかもしれないけどね。私は井上さんから一言も、何も聞いてませんから。なので一回議論させる場を持たせてください、これをやるんだったら。

別に代執行をやるのは行政手続きですから、いいんですよ。だけど、その議論はいずれ近いうちに、私が室長と相談して、この委員会でこれをやるんだったら、この委員会で議論をした上で決めたいと思います。

○佐藤委員

分かりました。それと資料は、通り一遍の資料は室長がまとめてくれると思う。県はこう思ってるんだというのはね。それで、そうじゃないよというような反論、こっちからどんどん出るわけですね。実は、これなんだよっていう。

○須藤委員長

それは出していいですよ。

○佐藤委員

それは私がやんなきゃないってということですか。

○須藤委員長

私は知らないけど、他の、隣の発言される地元の。

○佐藤委員

この頃、更新してませんが、ブログで一から十まで動画を入れて、そのところは発信してあります。Yahooのブログです。それを見ていただければ大体分かる。嘘は言ってない、ほとんど。9月になさるんだったら、それをね。

○須藤委員長

9月かどうか分からない。これから調整しますから。

○佐藤委員

それは早いほうがいいですね。8月のほうがいいですね。

○須藤委員長

8月は、ちょっと。

○佐藤委員

いやいや、冗談でなくて、あそこで山菜取って、食ってる人たちもいるわけだから、そんな冗談とか何とかじゃなくて。

○須藤委員長

私は冗談だと思ってませんから。真面目な話と受け取ってますよ。

○佐藤委員

その方向で準備を進めるということでもいいですか。

○須藤委員長

はい。そういうふうにしましょう。ということで室長、いいですか。この問題。

○角屋室長

はい。

○佐藤委員

もう一回確認します。焼却炉を撤去してダイオキシンなくなったんだから、いいじゃねえかということではない。始まったばかりだって、私は思ってますので、そのところは確認したいと思います。

○須藤委員長

代執行するってことは事実です。

○佐藤委員

いいですか、それで。捉え方として。いいですか。

○角屋室長

はい。あと、こっちの。

○佐藤委員

いや、やっぱり部長だな。だめだ。

○角屋室長

申し上げてよろしいでしょうか。

○須藤委員長

どうぞ。

○角屋室長

今、いろいろ議論あったところでございますが、この委員会の設置目的自体は、最終処分場の周辺地域の生活環境におよぼす影響に関する調査の方法、およびその調査結果の評価に関し調査・審議すると。

○須藤委員長

そうですね。

○角屋室長

そういうことでございますので、基本はそういったモニタリングその方法、その結果の審議と考えてございます。

○須藤委員長

入りますよね。

○佐藤委員

十分に入ってます。

○角屋室長

そういうこともございまして、今日、この焼却炉の話題につきましては、こちらとしては審議事項ではなくて、報告事項ということで情報提供のような意味合いで考えてございます。あと今、佐藤委員御懸念のですね、実際、今年焼却施設の撤去に向けて実施設計に入っております。そ

の過程で、やはり地元でもかなり御不安が強いということもございまして、今年2月にも地元の方と意見交換させていただいた際に。

○佐藤委員

地元ではありませんよ。室長間違わないで下さいよ。それは四者会議って言って町で作ってる小グループの会議であって、これは別に住民説明会した訳でも何でもありませんよ。

○角屋室長

ですから、撤去作業について、その撤去の方法・工期等について、改めて我々としては地元の方と意見交換する場を設けさせていただいてという思いでありまして、工法自体を、この委員会で議論するっていうところまでは考えてはおらなかったっていうことを今、この場で報告させていただきます。

○佐藤委員

例えば先生たちにね、なんでこんな重金属汚染があんのやというふうな疑問が出たときに、これは焼却灰どンドン入ってたんだよって。原因はそうだよ、いうふうな話になったら、理解がどっと進むんでないですか。そのことを言ってる。

○須藤委員長

そうですね、だから、この場で一つ一つ細かいところやってもきりがありませんので、一回総ざらいした上で、今の焼却炉の問題について、どういうふうに我々が関与していくのか、委員会がどうやっていくのか、広く室長が言われるようにね周辺の生活環境のなんとかかんとかに入ると思いますよ。

入ると思うけども、意識的には処分場内の周辺環境モニタリングであって、焼却炉ということ具体的に考えた人はそんなにはいなかったかもしれませんよ。この中にね。

共通の認識で委員会って開かなくてはなりませんので、一度、同じことになるかもしれませんが、委員会でしっかりやった上でね、お手伝いするならお手伝いするということにさせていただきたいというふうに思います。先生いかがですか。どうですか。

○細見副委員長

そのとおりで結構ですが、どうして昨年度こんな調査をやることになったんですか。それが、経緯が全く、この資料5の方で見て。私は、そこは問題ないというふうに伺っていたので。

○角屋室長

やはり時間が経った。地元からお強い御要望あったということと、あと時間が経過して。

○須藤委員長

崩れてきたんですね。

○角屋室長

そうです。老朽化が、もう目に見えて進んだということがあって、そういった性状調査と併せて、老朽化調査も一緒に実施したという、昨年の経緯がございます。

○須藤委員長

どうですか。

○細見副委員長

ダイオキシンのいろんな勉強をやって参りましたので、今まで何でそのままにしてきたのか、と言われると、私結構つらい思いをします。

○須藤委員長

分かりました。あったのを知っててね。

○稲森委員

良いですか。

○須藤委員長

どうぞ。

○稲森委員

委員長、この佐藤さんの書かれた、これ、なかなかと思って。

○佐藤委員

名文ですね。

○稲森委員

ええ、読みました。

○佐藤委員

ありがとうございます。

○稲森委員

それで、例えば大事な所が、ここ代執行とかあるじゃないですか。これが本当の稼働した時間、いつからいつまでなのか。そして、どうせ、不法投棄みたいなもんだから、入ってきた物、分からないわけでしょ。分からんでも良いんですけども、分かる範囲で、そういった情報は我々モニタリングする上で必要ですよ。

○須藤委員長

大事ですね。

○稲森委員

だから稼働した時間、そしてつぶした時間があるわけですが、そしてこの人たちはお金出さないから代執行なわけですね。

○須藤委員長

逃げちゃったわけだよ。

○稲森委員

逃げちゃったわけでしょう。

○須藤委員長

そうです。

○稲森委員

須藤先生と一緒に私は福島県環境影響評価審査会の会長しているわけですが、風力とか、太陽光とかいっぱい作ってるけど、それが、終わった後どうするのかって言う部分で多分こんな逃げるところいっぱい出てくるのではないかと思いました。そうすると、また大変なことだろうなと思いつつながら、行政代執行というのは、金もかかることだし事業についてはこのような点を十二分に考慮した対応が必要と思いました。

○須藤委員長

代執行ね。でも役所が一応、立て替えるんです。

○稲森委員

そうですね。それでその跡地の所の調査っていうようなところで、確かH16-5 と思いますが一番、それが入れられた所とおっしゃったんだけど、当然ボーリングすればいいんだけど、なんか封じ込めっていうようなところできてくると、最後はやはり何回も言ってます環境モニタリングが重要でしょう。

結局この敷地から出てくる所が問題であって、先ほど藤巻先生も、ここはもうクローズになってるというふうなお話もありましたけれども、そういう観点から封じ込めると同時に、当然、どのくらいあるかっていうモニタリングだったら必要ですけど、それと同時に環境リスクの河川への影響のどこをしっかりとデータ取りすれば、うまく解決できるんだろうなと思いました。

○須藤委員長

ありがとうございました。それでは、この問題は行政的な代執行等、あるいは設計等を急がなくちゃいけないという措置命令については、行政的にやっていただけるのは当然なんです。ただ、我々が、どのようなお役に立てるのか、あるいは委員会全体として何をなすべきなのかということとは、一度議論をしたほうがいいと思いますので。

それなんで、ここで安易に結論を出さないほうがいいと思いますので、この問題、要するに最終処分場の今のことを中心に、どう関わるかということについて、この委員会は9月なり、そういう時期に一度もっていただいて、何をなすべきなのか。多分こんなことは、我々に関係しない、放っとけなんていう結論出す人はいないと思うんですよ。ここまでみんな関わってきてるんでね。

だけでも一度皆さんで、さっきの資料等を含めて、私はパチンコ台が、そんなに燃やされたってのも知らなかったし、初めて聞くことも結構多いんですよ、佐藤さんからね。それは私が不勉強だって言えば、それまでだし、井上さんとも今は交流がないので、そこまで聞き及ぶことはできないので、それは勘弁していただいて。この議題はこの辺にとどめておきたいと思います。なぜかという、次に現地の方が次も待ってるんで、一度この委員会は閉じたいと思います。よろしいでしょうか。どうも皆さん、ありがとうございました。

ということで、なるべく早い時期に事務局と相談して、皆さんとの、この関わりの仕方について議論をさせていただきたいと思います。それが私の結論です。それじゃ、あと事務局のほうに譲ります。閉めてください、一回。どうぞ。

○司会

御発言の方は。

○須藤委員長

それは一回閉めてからしてください。

○司会

はい。長時間に渡り御審議いただきありがとうございました。次回の評価委員会につきまして、今回、最後に出ました議題につきまして、別途、通常でしたら次回は年明けの1月ですけど委員長と日程相談のほどさせていただきまして、皆様にご案内させていただきたいと考えております。また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、そちらにつきましてはご協力よろしくをお願いいたします。以上をもちまして、第27回評価委員会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○須藤委員長

ありがとうございました。引き続き本日の委員会終了後、本問題についての発言を、地元の方が御要望されています。続いて鈴木さんから、御発言をお願いしたいと思います。

○鈴木氏

鈴木でございます。時間も私、予定あります。それで簡潔に述べさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○須藤委員長

どうぞ。

○鈴木氏

まず最初に、先ほど議論ありました、この焼却炉の扱いにつきまして、この委員会と関わりについて、議論ありました。これについては産廃特措法の適用を受けるときに、これは処分場外のことだ、焼却炉がね。いうふうなことで、県はそれを主張してきました。

しかし私どもは、これはやはり関連設備であるし、とにかく付帯設備であるし、当然それは、あと処分場に灰も入ってるし、それも評価委員会として、ぜひこれは取り扱うべき課題であるということを主張しましたし、また評価委員会の設置のときに今後の対策、単なるモニタリングだけじゃないですよ。やはり対策のとも、やっぱり委員会の課題として、この辺は当然あるべきというふうなことも、付帯意見として述べられているはずですよ。

ですから、そのことを踏まえるときに、この委員会が全く焼却炉とか三段池は別問題だというわけには、いかないのではないかとというふうに思いますので、また、そういうことで地元としても要望してまいりました。ぜひそういうことで、このままでぜひ委員会のほうとしても、御理解いただきたいというふうに思っております。

次のイノシシの問題については、実は私の畑にも、どんどん入ってきてます。今年も既に2回くらい入られました。最近非常に多くなっておりまして、私の畑の問題でなくて、私はこれは、この処分場の方が最も大切な課題です。ぜひ入らないように、早急に柵を回すなり何なりで、対策講じていただきたいというふうに思っております。

次に感想ですが、先ほど水位の表ありましたね。水位ね。北側と南側の路線じゃなくて、各調査孔ごとの水位の図と経過がありました。水は外に出ていないとすれば、あれは平成20年から28年までですか。それにあったのはね。あまり差がないですけども、これを放置をしておいて、これから何十年と、あそこを放置したんでは、とにかく水が必ず、僕らはたまるんじゃないかと。たぶだぶになるんじゃないかと、これはね。

いうふうに私は考えています。つまり、釜の底みたいな状態になってるわけですから、今まで

の中では大体同じような水位の高さでありますけれども、これは放置しとけば必ずだぶだぶになってきます。というふうな状況が、私の、これは個人的な意見ですけども、そんな感じに見えますので、ぜひ、この早急な対策が必要ということではないかというふうに今思っております。

焼却炉について、ダイオキシン対策の構えで、実施設計に入るといふふうなことについては、これはまさに、そのとおりでというふうに思って、歓迎してるところでございます。ダイオキシン対策というふうに打ってますけれども、やっぱり私は処分場の廃止に向けた、まさに第一歩に入ったなという感じで受け取っております。

従って、次には三段池、そしてまた不要な事務所もあります。ああいうのも早急に撤去して、そして最後に処分場敷地をどうするか、これについて明るい展望が開けるように、ぜひこれは見通しをつけていただきたいというふうに、思っております。

現在、村田町においても、実は圃場整備ですかね。基盤整備事業。圃場整備地区の、田んぼのいわゆる効率化ということで、細かい田んぼをまとめて整理して、効率良い耕地にしていく。こういう作業にも入っておりますけれども、あそこの竹の内処分場、元々は田んぼだったんですが、この処分場になったために、こういった圃場整備も、もちろん提供していくような、そういう状況にはございません。

従って、この地元のいわゆる地権者も、あれは無償譲渡して県のほうに差し上げたいと。ぜひ有効活用をお願いしたいと。こういう立場を取っているわけではありますが、今のところ県から、まだ快い返事がないという状況でございます。

そこで実はこの間、大阪の森友学園では、あそこも処分場の敷地なんですね。それで9.9メートル埋まってんのに、3.8メートル分しかないよ、というふうなことで8億円を、この売却費を安くした。こういう問題もございます。

竹の内処分場は、2005年に電気探査しまして、やりましたよね。それで結局25メートルから30メートルの深さということが、はっきりしましたし、埋設物については、35万立米に対しまして103万立米の、3倍を超える廃棄物が捨てられたと。

こういうような状態で、そんな処分場の経営者につきましては、これは逮捕と、こういうふうな状態になったわけでありまして、そういう経過を踏まえれば、まさかあの処分場を半分になんていう話に、なんないとは思いますが、ぜひこの処分場問題というのは非常に大きな、私は日本における課題でねえかと思うんです。

ぜひこの管理につきまして県が本当に、しっかりと管理をしていただくように、今後の対策も含めて、ぜひ真剣にですね。もちろん真剣でないと言いませんけれども、私どもも一緒に頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○須藤委員長

どうも御発言ありがとうございました。じゃ、あとは予定どおりで。これをもってお開きにさせていただきます。

よろしいですよ。じゃ、これをもってお開きにします。ありがとうございました。そっちで説明して。

○司会

では、改めまして閉会を。長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。次回の開催等につきましては先ほど述べましたとおりですので、改めて御連絡差し上げます。本日は大変ありがとうございました。

(了)